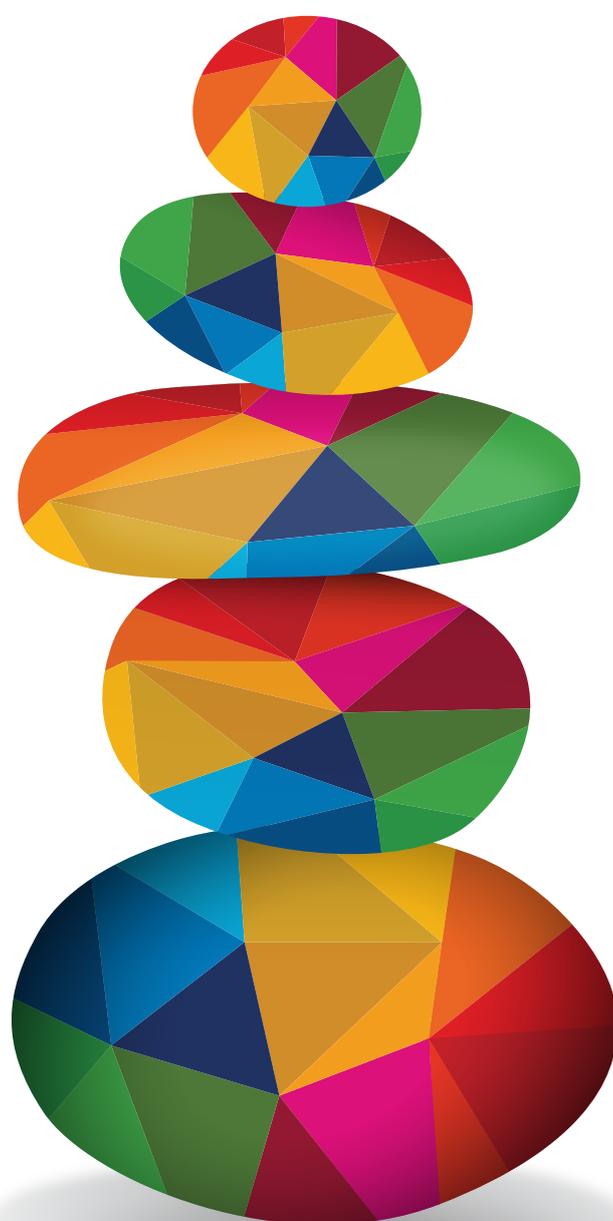


アジア太平洋SDG進捗報告書

逆境においても推進される持続可能性

2023





地図の網掛け部分はESCAP加盟国及び準加盟メンバーを示す。*

アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)はアジア太平洋地域における最も包摂的な政府間プラットフォームである。持続可能な開発の課題解決に向けて53の加盟国と9の準加盟メンバーによる協力を推進している。ESCAPは国連の5つの地域委員会のひとつである。

ESCAP事務局は、行動志向型の知識を創出し、アジア太平洋各国の開発目標、地域協定、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に向けた技術支援ならびに能力開発サービスを提供することで、包摂的で強靱(レジリエント)かつ持続可能な開発を支援している。

* 本文書で使用されている名称及び資料は、如何なる国、地域、都市或いは区域、またはその権力の法的地位に関する、或いは国境や境界の画定に関する国連事務局としての意見の表明を意味するものでは決していない。

アジア太平洋 SDG進捗報告書 2023

逆境においても推進される持続可能性

本報告書は、教育または非営利目的に限り、出典を明記した場合に著作権者からの特別許可なしに全体または一部を使用することができる。本報告書を出典として使用した出版物のコピーをESCAP出版部に送付することが望ましい。

事前許可なしに、本報告書を再販目的またはその他商業目的で使用することはできない。使用の場合には、使用目的及び範囲について国連(ニューヨーク)のSecretary of the Publication Board宛に書面を提出しなければならない。

United Nations Publication

Sales no: E.22.II.F.12

Copyright ©2023 United Nations

All rights reserved

Print ISBN: 9789211208443

PDF ISBN: 9789210019477

Print ISSN: 2618-1053

Online ISSN: 2618-1061

Bar code: ean-13_9789211208443

ST/ESCAP/3078

本版は、アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 「Asia and the Pacific SDG Progress Report 2023: Championing Sustainability Despite Adversities」の公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) による仮訳である。(翻訳監修: 小野田真二、翻訳: 大塚隆志、北村恵以子)

本版は非公式な仮訳であり、ESCAPは一切の責任を負わない。IGESは翻訳の正確性について万全を期しているが、翻訳により不利益等を被る事態が生じた場合には一切の責任を負わないものとする。仮訳版と原典の英語版との間に矛盾がある場合には、英語版の記述・記載が優先する。

序文

2023年は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の折り返し地点にあたる。持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けたアジア太平洋地域の進捗を振り返りながら、まだ残されている大きな課題に目を向ける時である。

17の目標において素晴らしい成果をあげている国があるものの、域内で目標達成に向けた軌道に乗っている国はなく、折り返し地点で期待されていた全体的な達成度には程遠い。その原因のひとつは利用可能なデータのギャップである。

データの利用可能性は地域全体で大きく改善しているものの、先進国・途上国を問わず、データギャップが根強く残っている。各国政府は、SDGs達成に向けた進捗をモニタリングし、そして精査するために、有用かつタイムリーで、詳細な質の高い情報を生み出すことへのコミットメントを新たに必要がある。

「アジア太平洋SDG進捗報告書2023」は、SDGs達成に向けて積極的に展開を進める国々に焦点を当てている。これらの国の優れた取り組みは評価に値する。そして、それぞれの経験は重要な教訓をもたらすだけでなく、私たちが今後進むべき方向を示してくれる。

大きな不確実性と変化に見舞われたこの時代には、利用可能なあらゆる手段を活用して開発の経済的・社会的・環境的側面すべてにおいて持続可能性を追求することが不可欠である。人間の健康への最大のリスクである気候変動に対処すると同時に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックや軍事衝突といった人的災害、そして低成長や高インフレ、債務の増大に伴う厳しい経済状況にも対応しなければならない。これらは、特に安価なエネルギーへのアクセス、食料安全保障の確保、貧困削減などの観点において、社会と経済に直接的な影響をもたらしている。



本報告書は、データを活用して「2030アジェンダ」の効果的な実施に向けた取り組みを行う優れた実践事例に焦点を当てている。それらは、各国に知見を提供するとともに、アジア太平洋地域の持続可能な開発を進める上で活用できる。

私たちは、SDGsの進捗報告を通じて開発の議論に有益な情報をもたらし、行動の優先付けに貢献し、そして共通のビジョン達成に向けた地域の協力を促しながら、パートナー機関とともに、地域・国レベルで加盟国・準加盟メンバーを引き続き支援していきたい。

A handwritten signature in blue ink, appearing to read 'Almida'.

国連事務次長／

国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 事務局長

アルミダ・サルシア・アリスジャバナ

謝辞

本報告書は、アルミダ・サルシア・アリスジャバナ氏（国連事務次長／ESCAP事務局長）の全体的なリーダーシップ及びガイダンスによりESCAP統計部により作成された。また、本報告書の作成にあたっては、カーベーターヘディ氏（ESCAP事務局長）から貴重なガイダンス等を頂いた。

全体監督・最終レビュー

Rachael Joanne Beaven

コーディネーター

Patricia Wong Bi Yi

執筆のコアチーム

ESCAP: Arman Bidarbakht Nia, Anisa Hussein, Mary Ann Perkins, Dayyan Shayani and Patricia Wong Bi Yi; IOM: Rizki Inderawansyah, Ihma Shareef, Yip-Ching Yu, Barbara Porrovecchio and Chandan Nayak; UNEP: Maria Katherina Patdu, Panvirush Vittayapraphakul, Annette Wallgren and Jinhua Zhang; UNFPA: Catherine Breen-Kamkong, Christophe Lefranc, Federica Maurizio and Yadanar; UNHCR: Chao Huang, Alessandro Nava, Leyla Nugmanova, Rui Padilha, Michiel Smit and Alessandro Telo; UNICEF: Hedy Ip, Sangita Jacob, Shyam Sharan Pathak, Asako Saegusa and Jayachandran Vasudevan; UNODC: David Rausis, Seong Jae Shin, Claudia Pontoglio and Jisu Kim; UN Women: Raphaelle Rafin, Salome Flores Sierra, Ionica Berevoescu, Julie Ballington and Sara Duerto Valero.

分析・データ管理

Dayyan Shayani, Patricia Wong Bi Yi, Krisana Boonpriroje, Marisa Limawongpranee, Panpaka Supakalin and Pakkaporn Visetsilpanon

レイアウト・グラフィックデザイン・コミュニケーション

Magdalena Dolna and Anisa Hussein

編集

Mary Ann Perkins

事務支援

Krisana Boonpriroje, Lepakorn Phisainontarith and Rattana Duangrapruen

写真クレジット

Executive Summary: iStock-1065178846

Chapter 1:

iStock-143176595, iStock-966783104, iStock-954578184, iStock-1182814038, shutterstock_673392154, iStock-1344398972, iStock-484480936

Chapter 2:

iStock-109724079, iStock-1137985605, iStock-1302877549, iStock-1217081362, iStock-543076332, iStock-835380682, UN Photo/Kate Bader Afghanistan # 295082, ©UNICEF Timor-Leste/2014/Dmonemnasi, iStock-842462824, iStock-1289309549, iStock-1133188029

Chapter 3:

iStock-1133188029, iStock-690416076

Annexes: iStock-694050758

下記の国連パートナー機関に感謝する。



目次

序文	IV
謝辞	V
目次	VI
図表一覧	VIII
略語表	IX
読者のためのガイド	X
エグゼクティブサマリー	XI
第1章:地域の進捗の概観	1
1.1 進捗評価のためのデータ分析	5
1.2 特別な状況下にある国の進捗状況	8
1.3 COVID-19がSDGの進捗に与える影響	10
人間	11
地球	13
繁栄	14
第2章:注目の国々	16
2.1 地域のペースリーダー	17
2.2 アジア太平洋地域の優れた実践例	19
東ティモールにおける安全な出産に関する課題の特定・対処を目的としたデータ活用	19
カンボジアとパキスタンにおける妊産婦死亡率の低下を目的とした助産師研修	20
インドにおける若年期の妊娠を減少させるための児童婚防止対策	21
カンボジアにおける子どもの栄養不良と発育阻害の削減	23
アフガン難民への重点対策を目的としたデータの正確性向上	24
エビデンスと十分な情報に基づいたカンボジアの大気浄化計画	25
東ティモールにおける開発のための国外からの送金流入の強化	26

第3章: データに関する最大のハードルの克服	27
3.1 SDGデータの利用可能性	28
3.2 データギャップを埋めるためのリソース	32
行政記録を活用してデータギャップを埋める	34
調査を活用してデータギャップを埋める	35
統計能力におけるデータギャップを埋める	36
Annexes	37
Annex 1: テクニカルノート: 進捗を測定する方法	37
Annex 2: 進捗評価に使用されている指標一覧	42
Annex 3: 準地域のグラフ	51
北東アジア	51
中央アジア	54
東南アジア	57
南西アジア	60
太平洋	63
Annex 4: アジア太平洋地域の国及び国区分	66

図表一覧

図 1.1	アジア太平洋地域におけるSDGs進捗度(%) (2017年～2022年)	2
図 1.2	2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:アジア太平洋地域	4
図 1.3	SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード	6
図 1.4	特別な状況下にある国において後退する目標と進捗を示す目標のトップ3	9
図 1.5	最近のデータによるアジア諸国の貧困層の割合(2015年～2020年)	11
図 1.6	アジア太平洋地域における食料価格変動(指数)の上位10カ国(2019年及び2020年)	12
図 1.7	アジア太平洋地域の特定の国における専門技能者の立ち会いの下での出産率(2019年及び2020年)	12
図 1.8	アジア太平洋地域と準地域における再生可能エネルギー総発電容量(一人当たりキロワット)(2019年～2021年)	13
図 1.9	アジア太平洋地域と準地域における就業者一人当たりの生産高の変化率(2015年～2020年)	14
図 1.10	アジア太平洋準地域における年齢層別失業率(労働人口の割合、2019年及び2020年)	15
図 2.1	目標別に見た2015年以降の進捗が域内平均を上回っている上位の国々	18
図 2.2	パキスタンにおける2007年以降の妊産婦死亡率、専門技能者の立ち会いの下での出産、医療施設での分娩	20
図 2.3	カンボジアにおける2010年以降の妊産婦死亡率、専門技能者の立ち会いの下での出産、医療施設での分娩	21
図 2.4	利用可能なデータがある国において18歳までに結婚した20歳～24歳の女性の割合(2000年～2018年)	22
図 2.5	南アジアの特定の国における若年期出生率の傾向(2000年～2020年、モデル化された推計値)	22
図 2.6	カンボジアの5歳未満の子どもの発育阻害(%、1996年～2021年)	23
図 2.7	アフガニスタン人口に占める難民の割合(2017年～2022年、居住者10万人当たり)	24
図 2.8	プノンペンにおける微小粒子状物質の平均値(2017年～2022年、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	25
図 3.1	SDGデータの利用可能性の状況(指標の割合、%、2022年)	28
図 3.2	データの利用可能性(指標の数、2017年～2022年)	29
図 3.3	十分なデータの増加率(2018年～2022年)	29
図 3.4	SDGデータの利用可能性の比較(2017年と2022年):アジア太平洋地域(左)と特定の5カ国(右)(十分なデータがある指標の割合、%)	30
図 3.5	特別な状況下にある国のSDGデータの利用可能性(指標の数、2022年)	31
図 3.6	ジェンダーに関連した殺人に関する統計の収集・集計に用いる殺人データカテゴリー	35
表 3.1	測定ツールと方法論	33

略語表

CO ₂	二酸化炭素
COVID-19	新型コロナウイルス感染症
DAC	開発援助委員会(OECDの下)
DRIVE	難民の身分証明データ更新・情報認証活動
DRR	防災・減災
ESCAP	(国連)アジア太平洋経済社会委員会
FAO	国連食糧農業機関
FDI	海外直接投資
GDP	国内総生産
GHG	温室効果ガス
ICCS	統計目的の国際犯罪分類
ILO	国際労働機関
IOM	国際移住機関
IRENA	国際再生可能エネルギー機関
KOSTAT	韓国統計庁
LDCs	後発開発途上国
LLDCs	内陸開発途上国
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
PM2.5	微小粒子状物質(2.5μm以下の小さな粒子)
SDGs	持続可能な開発目標
SIAP	(国連)アジア太平洋統計研修所
SIDS	小島嶼開発途上国
UNCTAD	国連貿易開発会議
UN-CTS	(国連薬物犯罪事務所の)犯罪情勢等に関する調査
UNDP	国連開発計画
UNEP	国連環境計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNFCCC	国連気候変動枠組条約
UNFPA	国連人口基金
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UN-IAFQ	国連違法武器取引調査
UNICEF	国連児童基金
UNODC	国連薬物犯罪事務所
UN Women	国連女性機関
WHO	世界保健機関

読者のためのガイド

読者は、以下の諸点に留意して本報告書の知見を活用するよう奨励される：

留意すべき点！

本報告書の分析では、構成国の人口、経済、土地面積による重みづけを行わない形で、すべての国が等しく取り扱われる。

本報告書の結果は、これまでの報告書と比較することはできない。毎年、改定されたSDG指標及び更新された過去のデータが分析に使用されているからである。

図1.2と図1.3は、異なる測定方法が用いられているため比較することはできない。測定方法の詳細についてはAnnex 1を参照。

アジア太平洋地域の国々のデータは、国連経済社会局 (UNDESA) 統計部が管理するグローバルSDG指標データベースから抽出したものである。本地域の半数以上の国で少なくとも2つのデータポイントが利用可能なSDG指標のみが、計算に含まれている。指標の十分なデータが入手できなかったSDGターゲットについては、これらのターゲット到達に向けた進捗状況を評価するために、グローバルなSDGデータ保管機関から入手可能な7の追加指標を使用した (Annex 2を参照)。

進捗を示すために、29の指標について細分化された統計が本分析に組み込まれた。

第2章の国別概況は、実際の指標値ではなく、進捗率に基づいている。

エグゼクティブサマリー

「アジア太平洋SDG進捗報告書2023」は、アジア太平洋地域における17項目の持続可能な開発目標 (SDGs) 及び169のターゲット達成に向けた取り組みの進捗を分析している。今年の報告書では、効果的な政策のエビデンスを活用しながら進捗を加速させている国々の成果を紹介している。本報告書は、データギャップがSDGの進捗を妨げているという認識を踏まえて、データの利用可能性における極めて重大なギャップを埋めるために各国が実施すべきイニシアチブの指針、リソース、事例を提示している。

アジア太平洋地域では幾つかの目標で進展が見られているが、全体的な進捗は遅れている。目標年である2030年の折り返し時点で既に目標達成への進捗度が50%に達しているべきであるが、14.4%にとどまっている。現在の傾向では、アジア太平洋地域がSDGsを達成するのにあと数十年かかることになる。このペースで進めば、現在の何倍もの努力がなされない限り、2030年の時点において、アジア太平洋地域では118の測定可能なSDGターゲットのうち90%が目標に届かないと予想される。SDGターゲットの5つにひとつが後退しており、この傾向を完全に反転させなければならない。

持続可能な開発目標

X

2022年の進捗状況



推定残り時間: 42年

本地域で最も大きく進捗しているのは、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)と「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)である。一方で、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)は後退し続けており、マイナス傾向を反転させるために、とりわけ特別な状況下にある国、いわゆる後発開発途上国 (LDCs)、内陸開発途上国 (LLDCs) 及び小島嶼開発途上国 (SIDS)¹において優先的に対処する必要がある。これらの国は、国際開発パートナーの支援を受けながら持続可能な開発の課題に取り組んできた。しかし、これらの国には特殊な脆弱性があることから、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けて進展するには的を絞った支援を行うことが肝要である。「働きがいも経済成長も」(目標8)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)については、2016年以降、アジア太平洋地域で後退傾向を一部反転させることができている。

地域全体の進捗は遅いものの、一部の国が比較的早いペースで進捗している分野がある。本報告書は、進捗モニタリングのためのデータ利用拡大、十分な情報に基づく意思決定、エビデンスに基づくイニシアチブといった心強い事例を取り上げ紹介している。国によるイニシアチブの事例には、児童婚の減少 (インド)、専門技能者の立ち会いの下での出産率の上昇 (カンボジア、パキスタン、東ティモール)、弱い立場に置かれた難民へのサービス提供を可能にするアフガン難民の身分証明データに関する処理プロセスの改善 (パキスタン) などがある。

SDGsに関するデータの利用可能性は2017年以降2倍になったが、169ターゲットのうち51はデータがまだ不十分である。データの利用可能性に関するギャップは地域全体にわたって不均等に存在しており、SIDSのデータ利用可能性はLDCsやLLDCsよりも大幅に低かった。とはいえ、データの利用可能性は徐々に向上している。

1 特別な状況下にある国の一覧についてはAnnex 4及び<https://data.unescap.org/stories/escap-database>を参照。

高所得国でも、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)などで一部大きなデータギャップがあり、これらの国は早急にデータギャップを埋めて良い模範を示すべきである。

国連パートナー機関はSDGモニタリングを向上させるための手法やツールを数多く開発している。本報告書で紹介しているこれらの手法やツール等を用いることで、データギャップを埋め、SDGモニタリングを促進することができる。



1

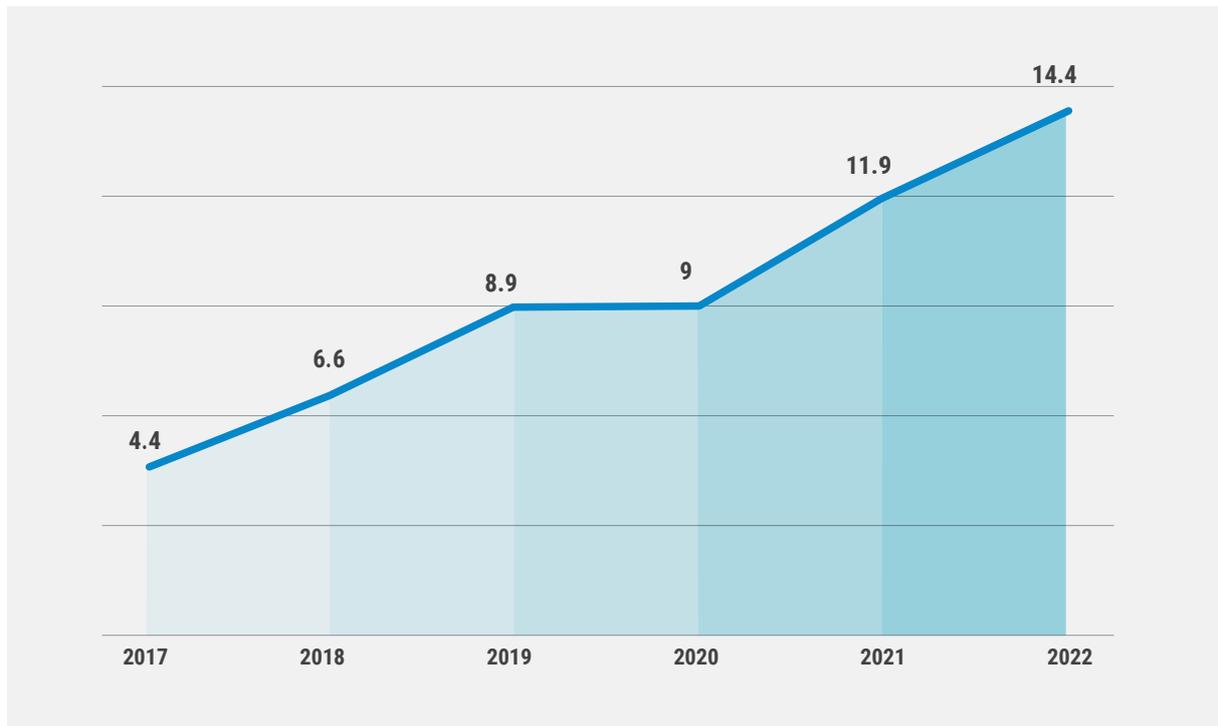
地域の 進捗の概観

2015年以降、世界的な課題への取り組みを実施するにあたっては、多国間主義や世界の持続可能な開発に向けた協力の衰退、移民危機、気候変動、貿易戦争、不平等の拡大、健康危機、地政学的紛争など、幾つもの問題に直面してきた。これらのすべてが行動の必要性を強調している。こうした前例のない難局にもかかわらず、アジア太平洋各国、そして世界各国は、持続可能な開発へのコミットメントを引き続き表明している。これまでSDGsは、危機を乗り越えて脱却する枠組みとしての役割を繰り返し果たしてきた。しかしながら、SDGsの採択から8年が経ち、目標年の2030年までに達成するには並々ならぬ努力が必要である。

目標を達成するための野心を諦めてはならない。持続可能で繁栄した包摂的な未来を実現するには、迅速に行動し、賢明に考え、賢い投資を行い、グローバル・パートナーシップを強化し、SDGsへの共同コミットメントに基づいて取り組みを進展させる必要がある。

アジア太平洋地域における17のSDGsすべての達成に向けた全体的な平均進捗度は、2017年の4.4%から2022年の14.4%へと緩やかに上昇した(図1.1)。アジア太平洋地域でSDGターゲット達成に要する年数は増えており、目標を達成するのは2030年の目標年よりも数十年先になることが示唆されている。

図 1.1 アジア太平洋地域におけるSDGs進捗度 (%) (2017年～2022年)



注:各年の割合は、17のすべての目標に対して記録された進捗度の平均を示している。

2022年にアジア太平洋地域で最も大きな進展が見られた分野は、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)と「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)であった。目標7の達成が進展したのは、電力へのアクセスが向上し、クリーン／再生可能エネルギーへの国際支援を得られたことが主な理由であり、再生可能エネルギーの消費比率に関してはほとんど進展がなかった。本地域では、大半の国で人口の90%以上が電力を利用できているが、5つの国(北朝鮮、ミャンマー、パプアニューギニア、ソロモン諸島及びバヌアツ)では、2020年時点で人口の25%以上が依然として電力にアクセスできていない。目標9が進展した理由は、モバイルネットワークの普及が拡大したこと、後発開発途上国(LDCs)においてインフラ開発への公的支援が行われたことである。

「気候変動に具体的な対策を」(目標13)の進捗は遅れている。アジア太平洋地域は、気候変動の影響を受ける被害者であると同時に、気候変動の加害者でもあり、温室効果ガスの排出量を削減する義務を負っている。

いずれの国も温室効果ガスの排出削減目標達成に向けた軌道に乗っていない。グローバルな気候アジェンダに対する各国の寄与度を適切に把握するために、より多くの国が全セクターの排出レベルを報告する必要がある。また、災害による死者数・行方不明者数が増加したことにより、目標13の進捗が後退している。災害の影響を受ける人々の数が減少しているにもかかわらず一部の国で増加傾向にあるのはデータの報告様式が原因で、COVID-19関連の死者数が災害による死者数に含まれているためである。

2015年以降、アジア太平洋地域は「働きがいも経済成長も」(目標8)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)の後退傾向をどうにか反転させている。

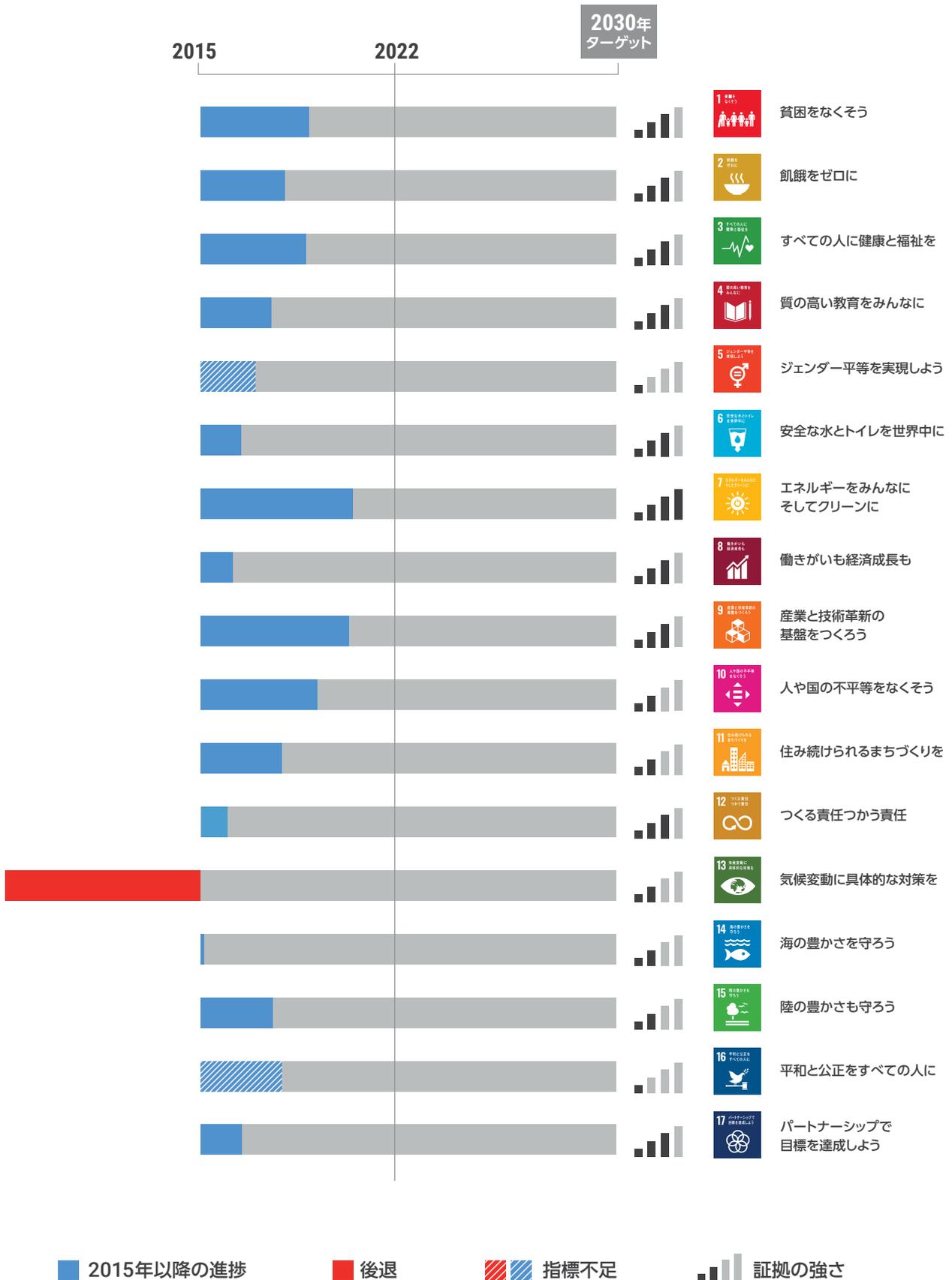
にもかかわらず、2015年以降、本地域の国々による進捗が最も遅いのは目標8と目標17で、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「つくる責任つかう責任」(目標12)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)も同様である。データがあるケースでは、平均時給や、就労、就学及び職業訓練を行っていない若者の割合などで男女の差が根強く残っている。

最新のデータによると、アジア太平洋地域では成人の10人に6人が銀行口座を持っている。これは、銀行口座を持つ女性と男性の割合が増えたことを反映しているが、依然として女性の割合の方が低い。

図1.2はアジア太平洋地域におけるSDGの進捗状況のスナップショットで、ほとんどの目標で行動を加速させる必要があることを示している。各準地域におけるSDGの進捗状況のスナップショットはAnnex 3で示し、進捗の測定に用いた方法論はAnnex 1で詳しく説明している。



図 1.2 2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:アジア太平洋地域





1.1 進捗評価のための データ分析

SDGs達成年までの折り返しに入中、到達目標はまだかなり遠くにある。目標とターゲットレベルを考えると、現在のペースでは、2030年までにアジア太平洋地域で118の測定可能なターゲットの90%が達成できないと予想される。これらのターゲットの5つにひとつが後退しており、傾向を反転させなければならない。169ターゲットのうち51がデータ不足であり、この地域の統計システムを構築してデータギャップを埋める努力を倍加させる必要がある(第3章参照)。

アジア太平洋地域は、2030年に向けて今から取り組みを加速させない限り、各目標におけるすべてまたは大半のターゲットを達成できないと予想される。

現在の傾向は、全体的な進捗が良好な目標のターゲットを含めて大多数の測定可能なターゲットが達成されないことを示している。例えば「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)の場合、LDCsではクリーン/再生可能エネルギーへの国際支援に関して大きな進展があるものの、現在の進捗ペースでは目標7のそれ以外の

ターゲットを達成できる可能性は低く、再生可能エネルギーの割合も後退している(図1.3)。一方で、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)が後退しているが、指標13.1.2「国家DRR戦略を採択・実行している状況」については目標達成に向けた軌道に乗っている。地域全体で大半のターゲットの進捗が不十分なことにより、各国の多くの成果が潜在化していることを認識する必要がある(第2章参照)。進捗評価に用いた指標はAnnex 2に記載している。

図1.3では、アジア太平洋地域で行動の優先順位が最も高いSDGターゲットを赤色で示した。優先分野には、気候変動政策、持続可能な生産、再生可能エネルギーへのアクセス、完全雇用とディーセントワーク、水に関連する生態系と生物多様性の保全、暴力の削減、ヘルスカバレッジの向上、質の高い教育への平等なアクセスなどが含まれる。これらの分野における現在の傾向を反転させ、測定が不可能な51ターゲットのエビデンスを構築しなければならず、さもなければアジア太平洋地域でSDGsを達成する目処を立てることはできない。

図1.3 SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.5 物質乱用
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

4 質の高い教育をみんなに

- 4.1 効果的な学習成果
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.7 持続可能な開発のための教育

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.3 水質

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.a エネルギーに関する国際協力
- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.6 ニートの若者
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.2 公共輸送システム
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.6 漁業補助金
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.8 外来種
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.6 有効な公共機関
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.2 人身取引
- 16.b 非差別的な法規
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築

17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.1 課税及び徴税
- 17.3 追加的資金源
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

1.2 特別な状況下にある国の進捗状況

後発開発途上国 (LDCs)、内陸開発途上国 (LLDCs) 及び小島嶼開発途上国 (SIDS) を含む特別な状況下にある国のSDG進捗状況と、アジア太平洋地域全体の進捗状況には類似点がある。特別な状況下にある国は、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)と「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)のパフォーマンスが比較的良好な傾向にある(図1.4)。

特別な状況下にある国は、地域全体と同様に「気候変動に具体的な対策を」(目標13)のパフォーマンスが他の目標と比べて明らかに悪い。

これらの国は特殊な状況下にあり脆弱なため、気候変動の深刻な影響を受けており、地域市場へのアクセスにも大きな制限がある。各国政府はこうした点を認識し、国際開発パートナーの支援を受けながら持続可能な開発の課題に取り組んできた。特別な状況下にある国の進捗が、アジア太平洋地域における持続可能な開発の達成を左右する。したがって、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を進展させるには、これらの国を対象に的を絞った支援を行うことが極めて重要である。

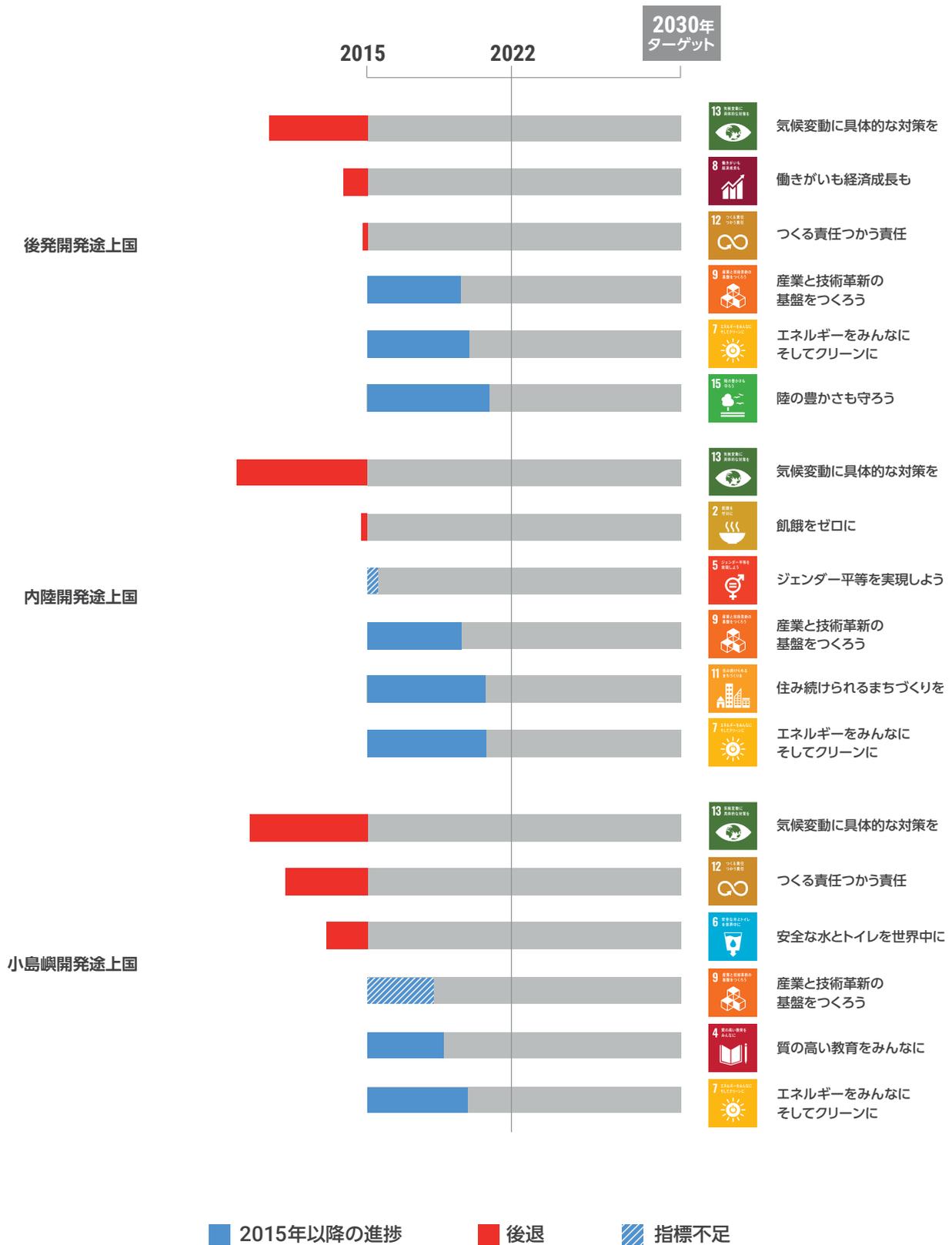
LDCsで特徴的なのは「陸の豊かさを守ろう」(目標15)が最も進展したことで、「生物多様性に係わるODA」(目標15.a.1)が主に寄与している。ただし「森林」(目標15.1.1)と「持続可能な森林管理」(目標15.2.1)に関しては、LDCsで後退が見られている。「働きがいも経済成長も」(目標8)は後退しているが、「一人当たりの実質GDP成長率」(目標8.1.1)、「銀行口座を持つ成人」(目標8.10.2)、「就労、就学及び職業訓練を行っていない若者」(目標8.6.1)などについては進捗が見られた。「マテリアルフ

トプリント」(目標8.4.1)、「天然資源等消費量」(目標8.4.2)、「失業率」(目標8.5.2)を進展させるには的を絞った取り組みが必要である。

LLDCsでは、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)が順調に進捗している。「都市スラムの人口」(目標11.1.1)の割合に減少が見られ、「国家DRR戦略を採択・実行している状況」(目標11.b.1)のスコアも高かった。「都市スラムの人口」は、2014年以降、カザフスタンとキルギスで約84%減少した。食料安全保障と食料価格の激しい変動は引き続きLLDCsの懸念材料である。データが利用可能な国の中では、食料安全保障が継続的に向上していたのはアルメニアのみであった。2019年から2020年にかけてLLDCsの多くで食料価格変動が大きく、最も大幅に値が上昇したのはアフガニスタン、ブータン、キルギスであった。

SIDSの場合、パフォーマンスが最も良い3つの目標の進捗率が、特別な状況下にあるその他の国よりもわずかに低い。SIDSでは、目標7と目標9に加えて「質の高い教育をみんなに」(目標4)も進捗しており、「学校教育・学校教育以外の教育」(目標4.3.1)への若者と成人の参加率は達成に向けた軌道に乗っている。「つくる責任つかう責任」(目標12)と「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)は、SIDSで最もパフォーマンスが悪い3つの目標に含まれている。GDPに対する「化石燃料補助金」の割合(目標12.c.1)は、2019年から2020年にかけてミクロネシア、パプアニューギニア及びシンガポールで増加し、SIDSではマテリアルフットプリントと天然資源等消費量の進捗度が後退し続けている。

図 1.4 特別な状況下にある国において後退する目標と進捗を示す目標のトップ3



注:測定方法については以下で入手可能:

<https://data.unescap.org/resource-guides/progress-assessment-methodology>



1.3 COVID-19が SDGの進捗に与える影響

COVID-19パンデミック以前から、アジア太平洋地域はSDGsのいずれも2030年までの達成軌道に乗っていない²。とはいえ、「2030アジェンダ」は現在も復興に向けた最も包括的なロードマップであると同時に、より良い開発経路のための枠組みでもあり、パンデミックや他の開発をめぐる世界的な課題を言い訳に、持続可能な開発の達成に向けた取り組みを縮小してはならない。COVID-19パンデミックが持続可能な開発に向けた進捗を妨げているのは明らかであり、脆弱な人々を危険にさらし、社会における深刻な不平等を浮き彫りにし、既に存

在する国内・国家間の格差を悪化させている。しかし一方で、そのような中でも進捗が見られる分野や国々もあり、未来への希望をもたらしている。

COVID-19パンデミックが与えた影響の全貌はまだ完全に数値化されていないが、限られた数の指標に関する2019年から2022年までのデータによって、アジア太平洋地域の人々、環境そして繁栄に与えた最新の影響が明らかになり始めている。

2 <https://www.unescap.org/publications/asia-and-pacific-sdg-progress-report-2020>.

人間

データによると、COVID-19は貧困、災害による死者数、食料価格及び健康に影響を与えた。国際的な貧困に関する最新データ（2020年時点）がある4カ国のうち、ジョージアとキルギスで貧困率の上昇が確認された（図

1.5)³。2019年から2020年のデータでは、災害による死者・行方不明者数が急増したが、これはアジア太平洋地域の複数の国においてCOVID-19死者数を反映したことによるものである。

図1.5 最近のデータによるアジア諸国の貧困層の割合（2015年～2020年）



出典：ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/>（2022年10月にアクセス）

注：一日当たり1.90ドルを基準とする（2011年購買力平価）

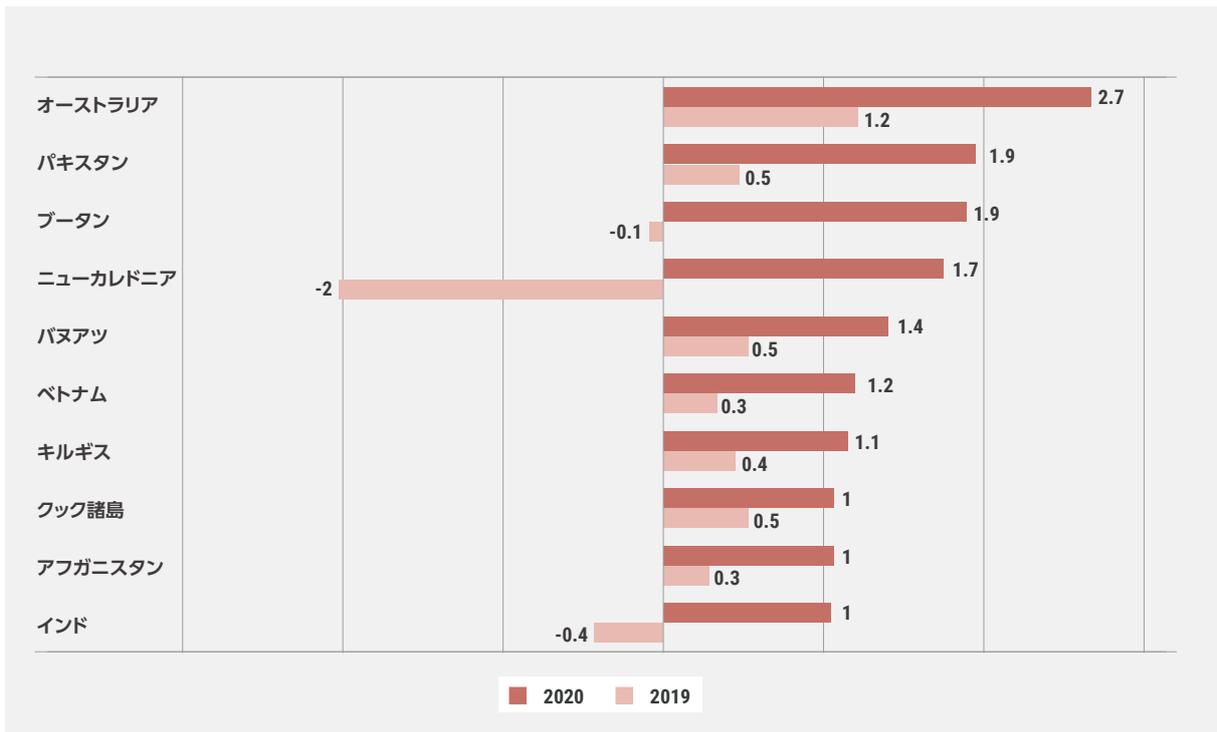
「飢餓をゼロに」（目標2）には、アジア太平洋地域の食料価格の変動（平均値）に関する指標が含まれており、データのある国の半数近くが0.5（中程度に高い）以上で、12カ国が1（異常に高い）以上であった。2020年時点で食

料価格変動の値が最も大きかったのは、オーストラリア（2.68）、パキスタン（1.94）、ブータン（1.89）であった（図1.6）。2021年は、中国でコメ（1.82）、コムギ（1.8）、トウモロコシ（1.16）の価格変動値が最も大きかった。



3 2020年の基礎データはCOVID-19以前のものである可能性がある。

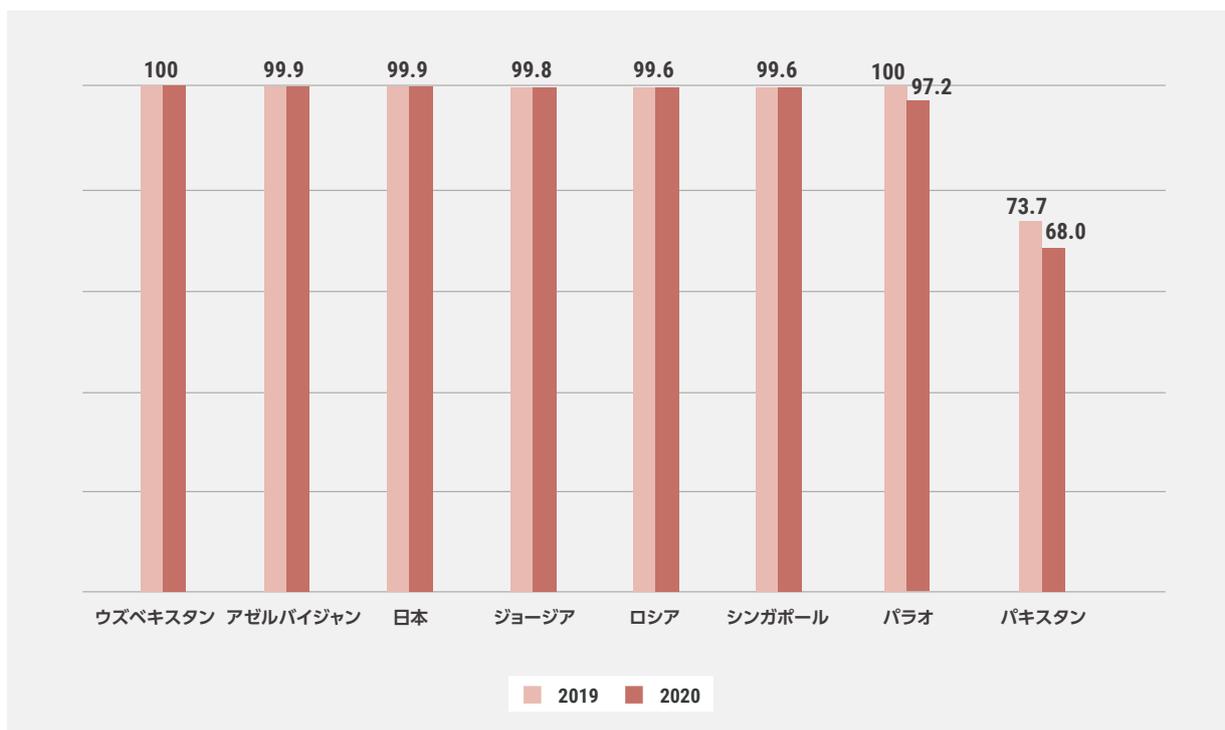
図1.6 アジア太平洋地域における食料価格変動（指数）の上位10カ国（2019年及び2020年）



出典: ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/> (2022年10月にアクセス)

「すべての人に健康と福祉を」(目標3)については、「専門技能者の立ち会いの下での出産」(指標3.1.2)に関する利用可能なデータによって、2019年から2020年にパキスタンとパラオにおいて専門技能者の立ち会いの下での出産率が低下したことが明らかになった(図1.7)。

図1.7 アジア太平洋地域の特定の国における専門技能者の立ち会いの下での出産率（2019年及び2020年）



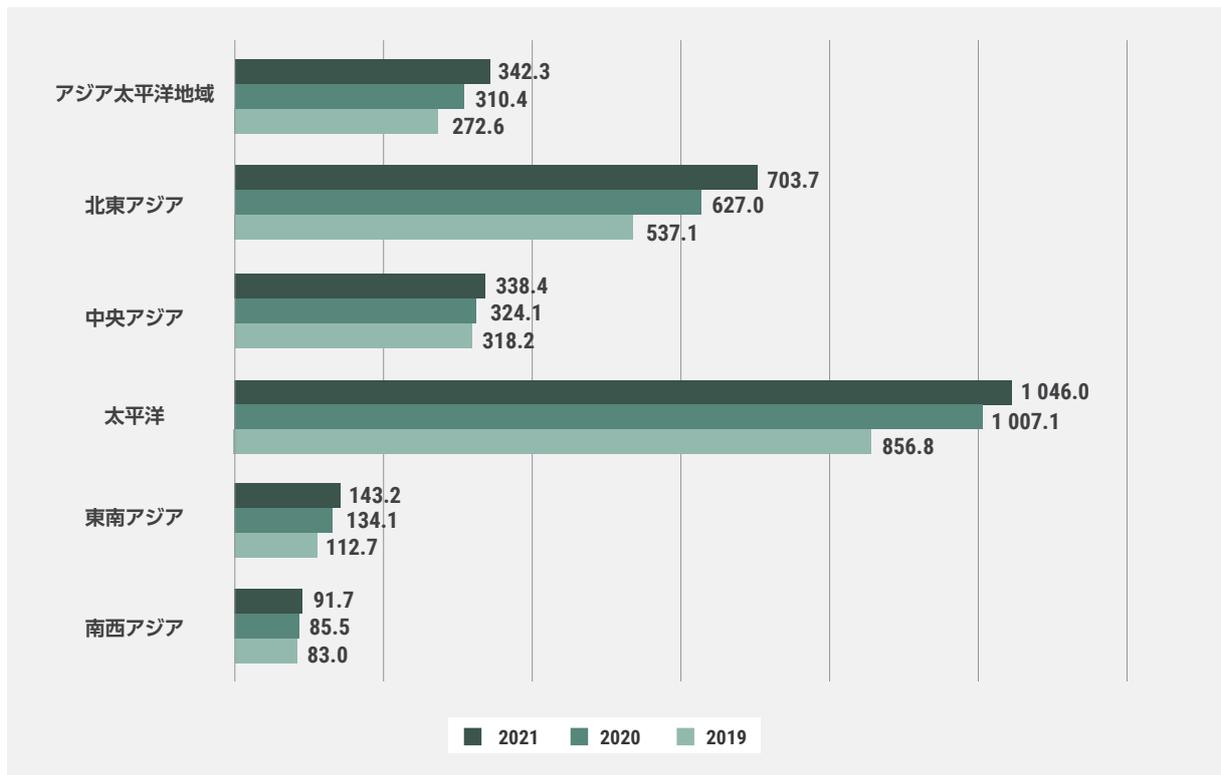
出典: ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/> (2022年10月にアクセス)

地球

COVID-19によるロックダウンが環境にプラスの影響を与えたと推定されているが、利用可能なデータはこの点に疑問を投げかけている。「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)について、2019年から2021年にアジア太平洋地域における一人当たりの再生可能エネ

ルギー発電容量は着実に増加したが、増加率は2020年の14%から2021年の10%に低下した(図1.8)。各国は、COVID-19パンデミックからの低炭素な回復に投資する機会を逃してきた⁴。

図1.8 アジア太平洋地域と準地域における再生可能エネルギー総発電容量(一人当たりキロワット)(2019年~2021年)



出典: ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/> (2022年10月にアクセス)

「海の豊かさを守ろう」(目標14)に関しては、陸域起源の海岸漂着ゴミが2019年から2021年にかけて増え続けて

おり、2019年の336万トンから2021年には392万トンに増加した⁵。



4 ESCAP及びUNEPの報告に基づく。 <https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2022>及び https://www.unescap.org/sites/default/d8files/knowledge-products/ESCAP_Asia_and_the_Pacific_SDG_Progress_Report_2021.pdfを参照。

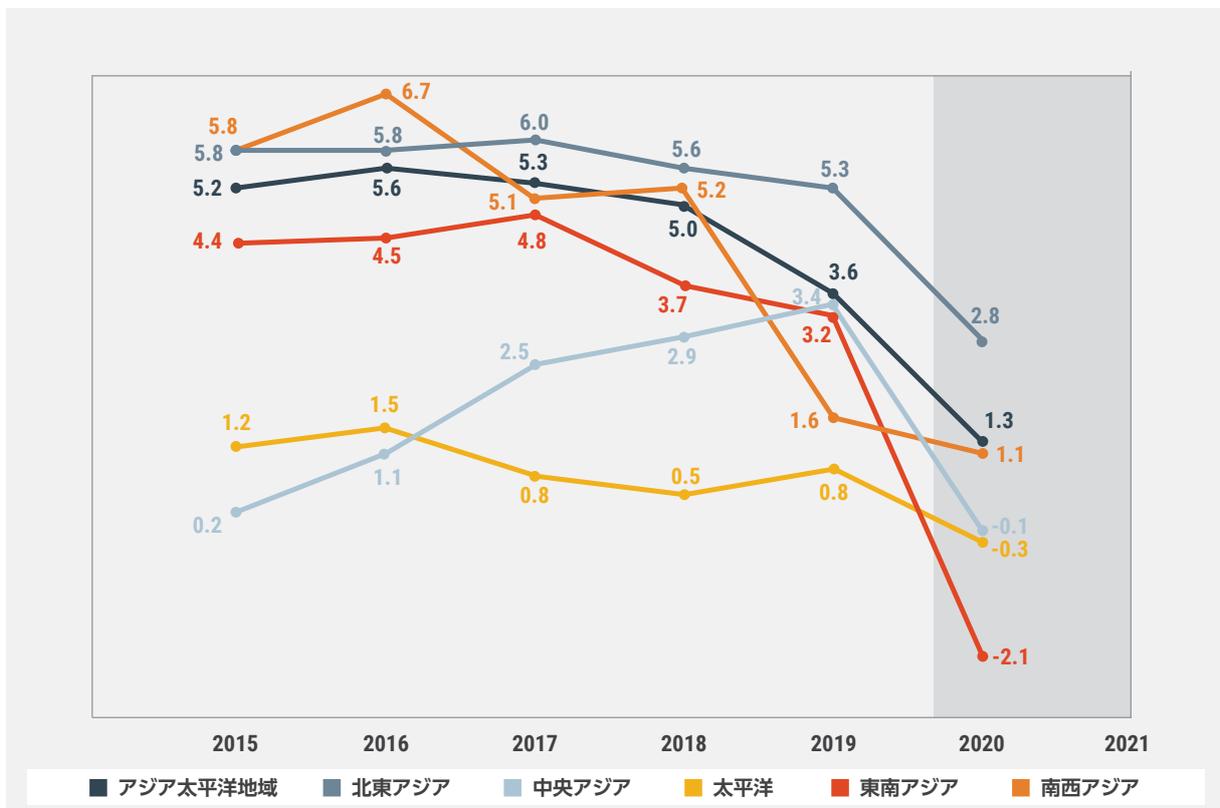
5 アジア太平洋地域34カ国の利用可能なデータに基づく。

繁栄

COVID-19は経済に明らかな悪影響を及ぼした。「働きがいも経済成長も」(目標8)について、アジア太平洋地域では就業者一人当たりの実質GDP成長率が2019年の

3.6%から2020年の1.3%に低下し、最も大きく落ち込んだのは東南アジアであった(図1.9)。

図1.9 アジア太平洋地域と準地域における就業者一人当たりの生産高の変化率(2015年~2020年)

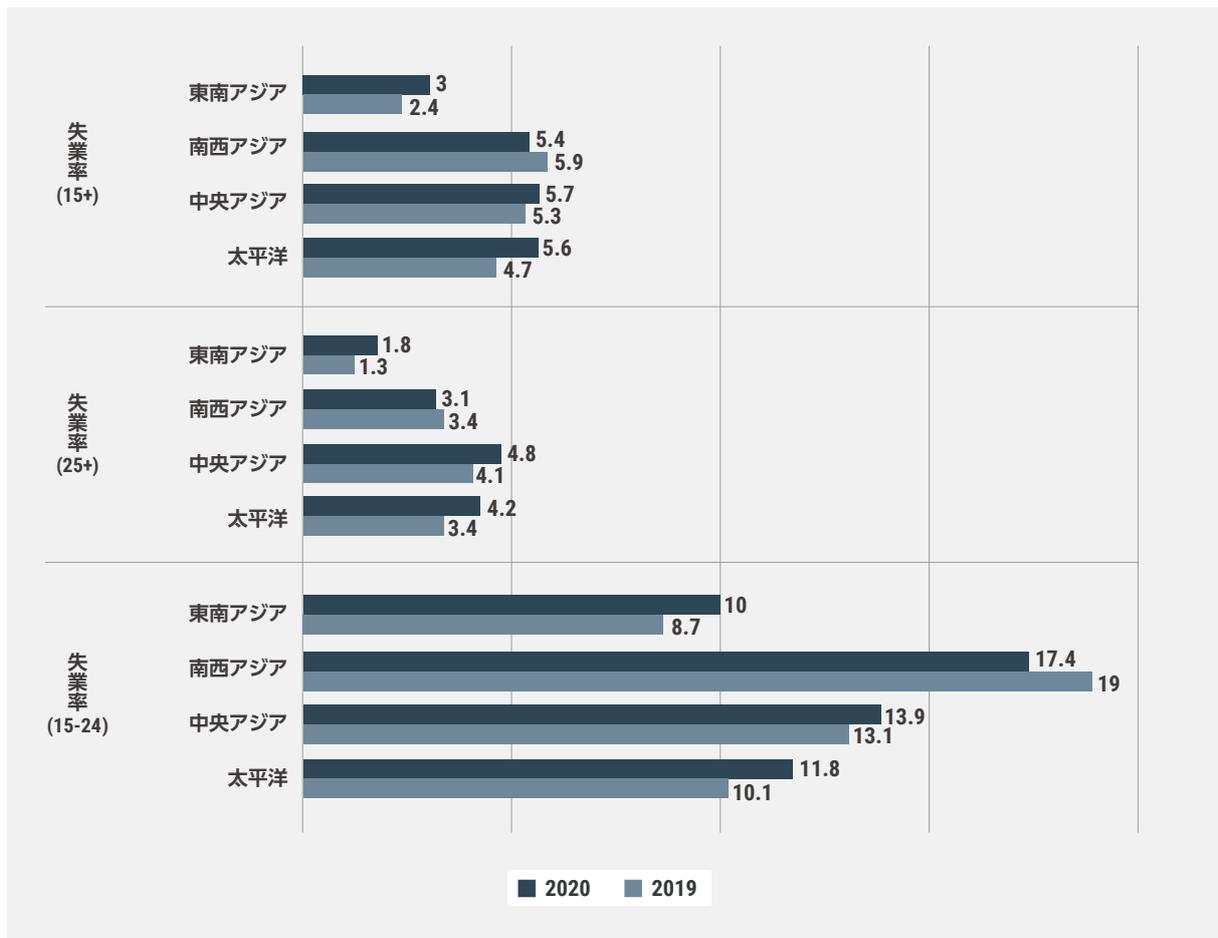


出典: ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/> (2022年10月にアクセス)

実質GDP成長率の減少傾向は、2021年もアジア太平洋地域の3分の1の国で続いた。2020年には非農林業部門のインフォーマル雇用がジョージア、インド、モンゴル及びベトナムで増加した。準地域間で比較すると、2019年

から2020年にかけて若者の失業率と全体的な失業率が上昇したのは、太平洋、東南アジア、中央アジアであった(図1.10)。

図1.10 アジア太平洋準地域における年齢層別失業率（労働人口の割合、2019年及び2020年）



出典：ESCAP統計データベース <https://dataexplorer.unescap.org/>（2022年10月にアクセス）

注：北東アジア準地域は比較するデータが不十分であった。

「産業と技術革新の基盤をつくろう」（目標9）については、アジア太平洋地域のほぼすべての国で2020年のコンテナ取扱量と航空貨物輸送量がわずかに減少した。また、

ほぼすべての国で鉄道貨物輸送量の減少が見られた。アジア太平洋地域のGDPに占める製造業付加価値の割合（平均）は、2021年に若干減少した。





2

注目の 国々

アジア太平洋地域におけるSDGの進捗は2030年までに目標を達成するには遅すぎるが、個々の国の成果については明るい見通しを持つことができる理由がある。本章では、国レベルでの注目すべき進展や優れた実践に焦点を当てながら、ギャップを埋めて持続可能な開発へのコミットメント達成を可能にする顕著な成果を紹介する。

第一節では、進捗のペースを目標別に見ながら、各目標のペースリーダーを列記し、地域全体で大きく前進した点を強調する。第二節では、国レベルのイニシアチブと優れた実践に焦点を当てる。国連パートナー機関が提供したこれらの事例は、困難な時代にあってもSDGを進捗させる可能性があることを示している。

2.1 地域のペースリーダー

SDGs達成に向けた進捗のペースは、2030年の目標年に向けた折り返し地点において重要な尺度となる。本節では、2015年以降、目標別に見たSDGターゲット達成への進捗が域内平均を上回っている国に焦点を当てる。

進捗ペースが優れている国が、必ずしもSDGターゲットの達成をリードしているとは限らないことを強調する必要がある。

非常に低いベースラインから目覚ましい進展を遂げた国もあれば、ターゲット達成に近づくにつれてペースが鈍化してきた国もある。達成に向けて大きく進捗した国の成果は、課題を克服するために何ができるかを示している。また、進捗が非常に速い国は、今後数年にわたってそのパフォーマンスを維持できれば、アジア太平洋地域のSDGs達成に大きく貢献できる。同時に、同じような状況にある国々に重要な教訓をもたらしている。

図2.1は、目標別に見て、2015年以降の進捗が域内平均を上回っている上位の国々(第5位まで)を示している。データが利用可能なケースにおいて、これらの国々は模範となり、地域のプロセスを前進させている。図2.1の通り、進捗が非対称になっている点が興味深い。域内の国の半数が少なくともひとつの目標でペースリーダーになっている。これは、SDGsの達成が集団的な取り組みによるものであり、あらゆる国の進捗に左右されることを示唆している。

さらに、アジア太平洋地域のペースリーダーの70%が特別な状況下にある国である。このことは、積極的な取り組みを継続することによって、特別な状況下にある国が域内の他の国の持続可能な開発の進捗に追いつく可能性があることを意味し、期待が持てる。低いベースラインからスタートしているこれらの国々は、さまざまな制約にかかわらず速いペースで進捗できることを証明している。



図2.1 目標別に見た2015年以降の進捗が域内平均を上回っている上位の国々



注：データの利用可能性に従って、各目標の指標の30%以上において進捗が最も速かった上位5カ国を目標別を選んだ。全指標に対する個々の国の進捗については、<https://data.unescap.org/>を参照のこと。目標5と目標13は進捗ペースを評価できるデータが十分得られなかった。最新データの不足により、近年の一部の国における危機及び紛争の影響は、2015年以降の進捗ペースに関する本評価に反映されていない可能性がある。

2.2 アジア太平洋地域の優れた実践例

本節では、アジア太平洋地域における優れた実践のストーリーを通して、データ収集と進捗モニタリング能力の向上、十分な情報に基づく意思決定・対策のためのデータ活用に関する各国の成果を紹介する。これらの事例は、若年期の出生率を低下させるためのインド政府の取り組みが示すように、進捗には時間がかかり、数十年もの期間を要する場合もあることを示している。異なる課題には異なるアプローチが必要のため、長期にわたる

イニシアチブだけでなく、最近の取り組み（東ティモールの新たな送金戦略、カンボジアの新たな大気質計画など）にも焦点を当てる。

国連パートナー機関から提供された各国のイニシアチブの事例は、目標達成に向けた優れた実践と経路を描き、持続可能な開発のための野心的な取り組みの継続もたらした成果を示している。

東ティモールにおける安全な出産に関する課題の特定・対処を目的としたデータ活用

世界では毎年、専門医療従事者が立ち会わない出産によって、数百万の新生児が死亡のリスクにさらされ、数百万の母親が多量出血、感染症、子癇の危険にさらされている⁶。

東ティモール政府は無料の保健サービスを提供しているが、人口保健調査によると専門医療従事者立ち会いの下での出産率は2009年の29.9%から2016年の56.7%に上昇したものの依然として低いレベルにある。乳児死亡率を下げるには、専門医療従事者が立ち会う安全な出産の比率を高めることが不可欠である。

シドニー大学は、保健サービスへのアクセスに関する課題を明らかにするために、東ティモール国立大学と協力し、保健省、国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）の支援を受けて、間接的な金銭的障壁に関する調査を実施した。その結果、貧困家庭が医療施設で専門の分娩サービスを利用する上での大きな阻害要因として、交通費と所得喪失が特定された。これらの間接コストが原因で、新生児の40%以上が専門医療従事者の立ち会わない自宅分娩で生まれている。東ティモール政府



は調査結果を受けて、専門医療従事者が立ち会う医療施設での出産率を高めるために、アウトリーチ・サービスと組み合わせた妊婦への現金給付プログラムを2022年に開始した。

2018年以降、国連システムは東ティモールで142名の医療従事者に緊急産科医療研修を実施し、彼らは現在73カ所の地域医療センターに派遣されている。国連人口基金（UNFPA）、UNICEF及びWHOは、東ティモール国内8カ所に緊急産科新生児施設（Bemocセンター）を設立するために共同で保健省を支援している。

6 UNICEF（東ティモール人口保健調査（2009年、2016年）のデータに基づく）

カンボジアとパキスタンにおける妊産婦死亡率の低下を目的とした助産師研修



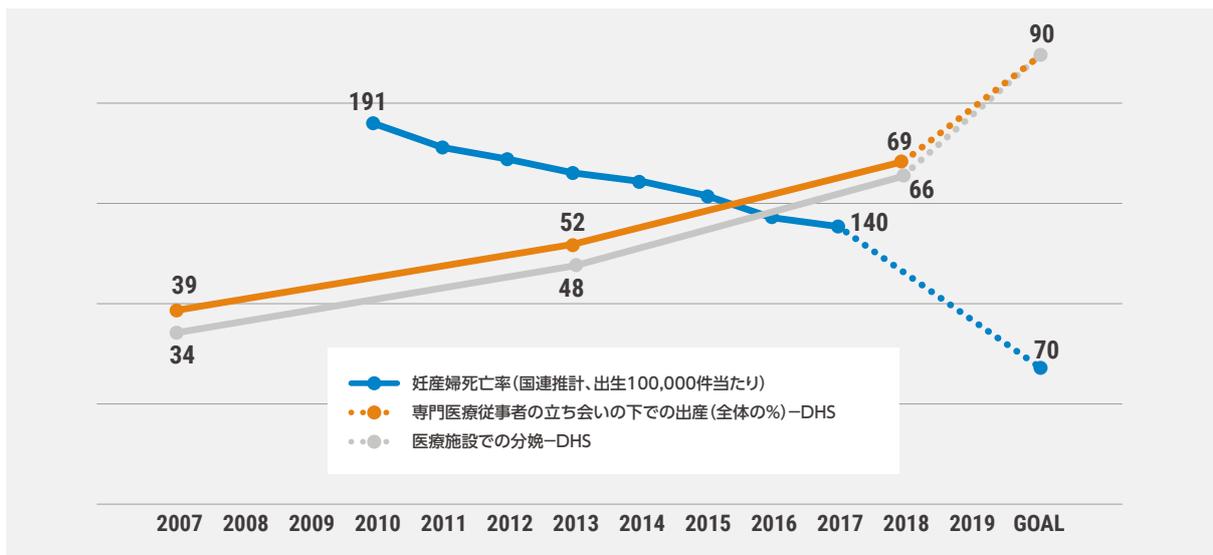
緊急産科新生児ケアの管理を目的とした助産師研修に投資することは、母親と新生児に幅広い恩恵をもたらす⁷。例えば、国際基準に基づく研修を受けた助産師は、基本的な性と生殖に関する保健サービスや妊産婦・新生児保健サービスの90%を提供することができ⁸、妊産婦・新生児死亡の65%を防ぐことができる⁹。

緊急産科新生児ケアの質とアクセスを向上させるために、パキスタンとカンボジアの保健省は、妊産婦・乳児死亡率低下を目的とした主な戦略として、助産師教育・研

修の向上に取り組むことを明らかにした。いずれの国も緊急産科新生児ケアに関する調査を実施し、医療施設の機能とケアの利用可能性を評価した。さらに、両国政府は助産師協会及びUNFPAと共同で、助産師科の教員養成教育向上、ならびに医療施設に既に派遣されている助産師を対象とした緊急産科新生児ケア現職者訓練に資金を拠出した。

その結果、専門技能者が立ち会う出産率が上昇し、パキスタンでは出産数の約69%、カンボジアでは約97%に達した（図2.2と図2.3）。こうした資金拠出によって、高度に熟練した助産師が増え、妊産婦・新生児死亡の主な原因に対処し、数百万の女性と新生児に救命サービスを提供できるようになった。

図2.2 パキスタンにおける2007年以降の妊産婦死亡率、専門技能者の立ち会いの下での出産、医療施設での分娩



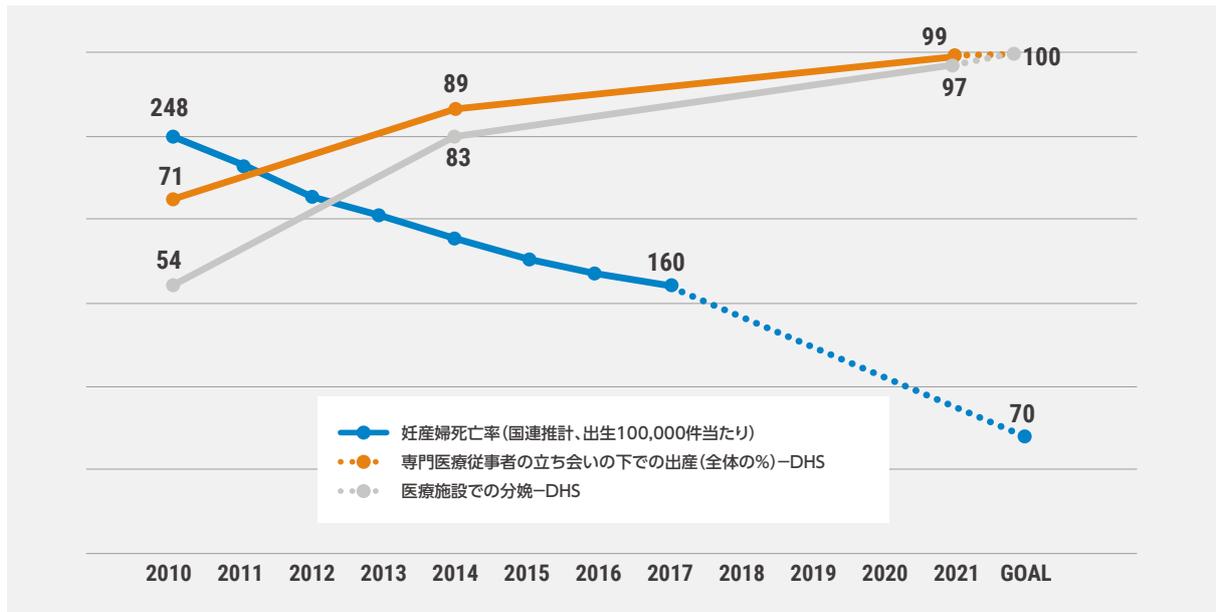
出典: パキスタン人口保健調査 (2017年~2018年)

⁷ UNFPA

⁸ UNFPA, International Confederation of Midwives and WHO, 2014, State of the World's Midwifery.

⁹ A. Nove and others, 2020, "The potential impact of midwives in preventing and reducing maternal and neonatal mortality and stillbirths: a Lives Saved Tool modelling study". The Lancet Global Health.

図2.3 カンボジアにおける2010年以降の妊産婦死亡率、専門技能者の立ち会いの下での出産、医療施設での分娩



出典:カンボジア人口保健調査(2021年~2022年)主要指標報告書

インドにおける若年期の妊娠を減少させるための児童婚防止対策

2000年当時、インドでは若年期の出生率が比較的高く、15歳から19歳の女児1,000人当たり80人であった¹⁰。児童婚はインドにおける若年出産の最大要因のひとつであり、これは南アジアの大半の国でも同様である。児童婚と若年期妊娠が有害なジェンダー不平等を蔓延させている主な要因であることを考慮し、インド政府は児童婚を減少させることを目標に掲げた。

インドでの過去20年の児童婚削減対策に対する系統的調査が最近実施され、その結果、条件付き現金給付または現物給付を通じて女児の学校教育を支援し、ジェンダー・トランスフォーマティブな生活技能訓練によって補完しながら、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを促進することが最も効果的なイニシアチブであることが明らかになった。児童婚を終わらせるためのUNFPA-UNICEFグローバル・プログラムは、若年期の女児を対象に、エビデンスに基づくライフサイクル・アプローチを用いた生活技能・人的資本強化戦略を採用しており、さらにジェンダー・トランスフォーマティブ・アクセラレーターツールを用いた男児・男性対象のジェンダー・トラン



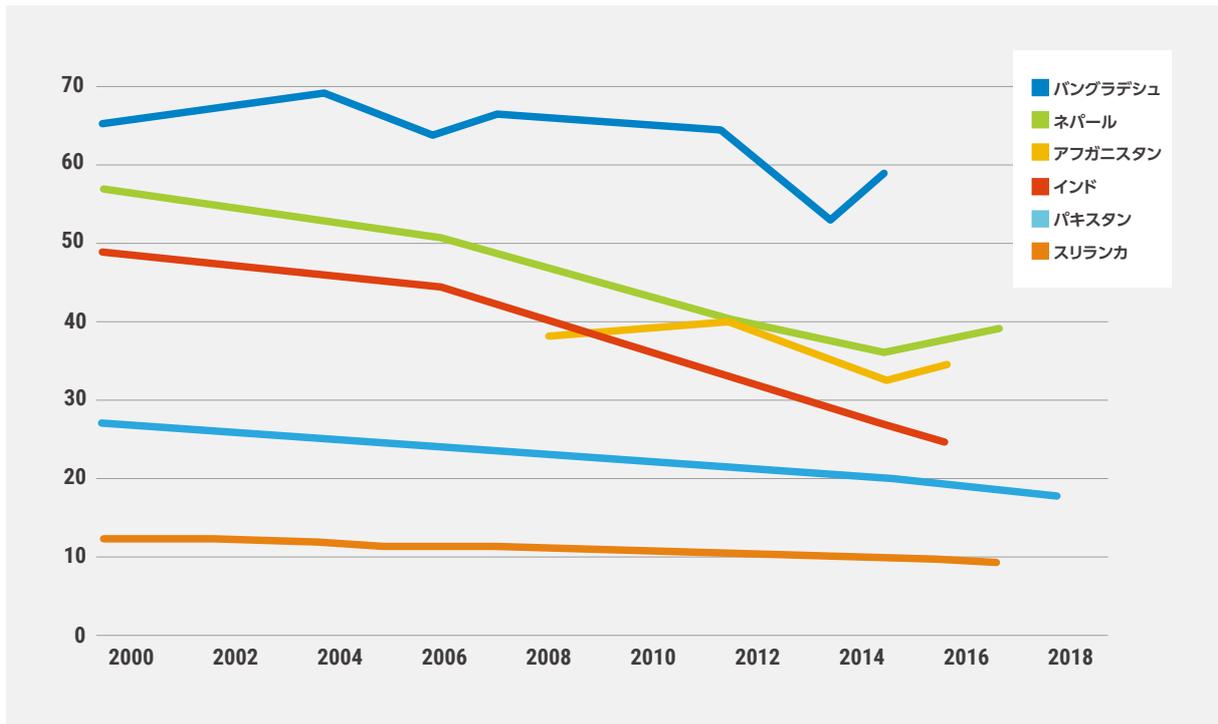
スフォーマティブ・プログラムを組み合わせている。

過去20年にわたってインドの児童婚率は大幅に低下し、18歳までに結婚した20歳から24歳の女性の割合が2000年の50%から2015年には約25%に低下した(図2.4)。これは、2018年時点で1,450万人に相当する20歳から24歳の女性が児童婚のサイクルから脱したことを意味し、非常に大きな削減率である。

南アジアでは2000年以降、若年期の出生率が60%以上低下しており、インドが最も顕著である(図2.5)。

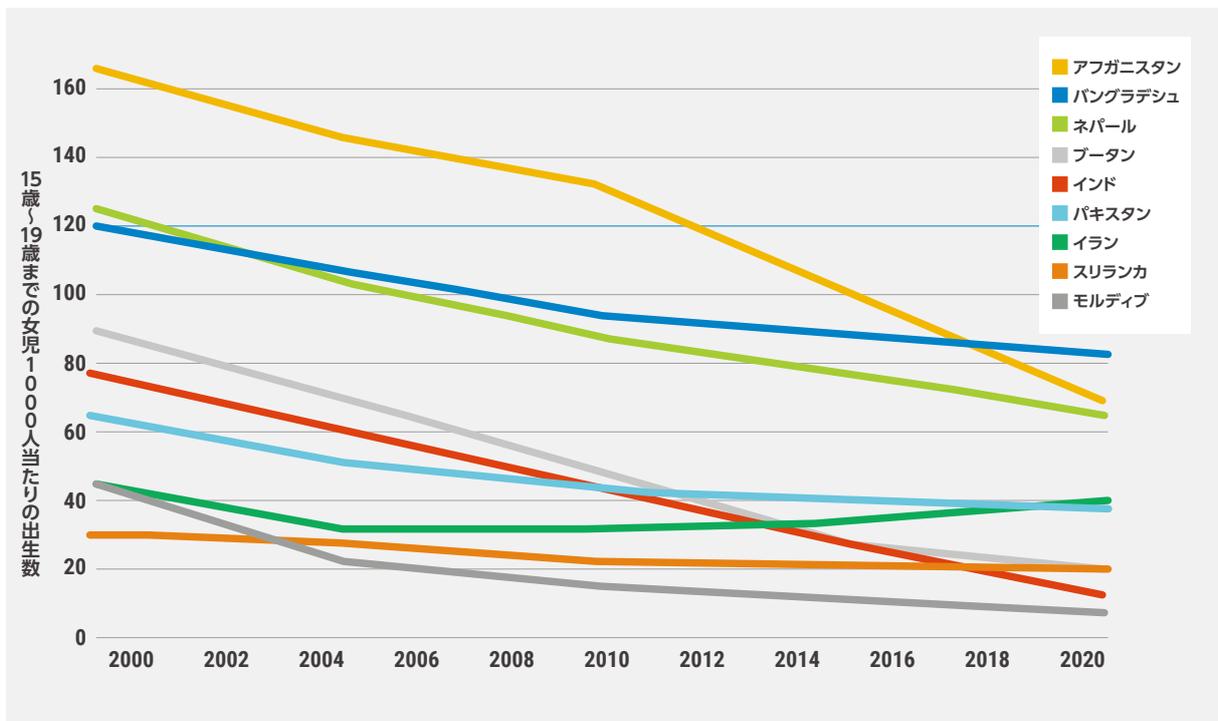
10 UNFPA (A. Malhotra and S. Elnakib, 2021, "20 years of the evidence base on what works to prevent child marriage: A systematic review," Journal of Adolescent Health, vol. 68, No. 5及びUNFPA-UNICEF Global Programme to End Child Marriage: India Country Profileに基づく)

図2.4 利用可能なデータがある国において18歳までに結婚した20歳～24歳の女性の割合（2000年～2018年）



出典: UNFPA, 2021, *My Body is My Body, My Life is My Life: Sexual and reproductive health and rights of young people in Asia and the Pacific*.

図2.5 南アジアの特定の国における若年期出生率の傾向（2000年～2020年、モデル化された推計値）



出典: UNFPA, 2021, *My Body is My Body, My Life is My Life: Sexual and reproductive health and rights of young people in Asia and the Pacific*.

カンボジアにおける子どもの栄養不良と発育阻害の削減

カンボジアの子どもが内戦以後に直面している最も深刻な課題に含まれるのが、発育阻害と消耗性疾患である。これらの要因として挙げられるのは、貧困、小児期の疾患、妊産婦の体調不良、最適な食習慣への意識の低さ、ならびに栄養のある食べ物、安全な水及び十分な衛生設備への限られたアクセスなどである。1996年当時、カンボジアでは5歳未満の子どもの58.6%が発育阻害を抱えており、2014年には32.4%に低下したものの、アジア太平洋地域で最も高い水準のままである。

UNICEFカンボジア事務所は近年、特に最も脆弱な人々のあらゆる形の栄養不良を削減させることを目標に、カンボジア政府への支援を強化している。2014年から2018年までの食料安全保障と栄養に係る第一次国家戦略は、「栄養への取り組み拡充(SUN)」国内ネットワークを通じて、国連、非政府組織、民間部門などさまざまなステークホルダー(利害関係者)の支援の下で策定された。現在は第二次戦略が実施されており、パートナーたちが結束して知識とリソースを集めるとともに、家庭で摂取できる栄養を改善させるための投資を増やしている。この国家戦略の補完として、小児期の発育阻害と消耗性疾患が最も起こりやすい家庭に的を絞った支援が行われている。具体的には、極度の貧困に陥っている家庭やインフラが脆弱な僻地で暮らす家庭が対象で、大半が北東部の省である。

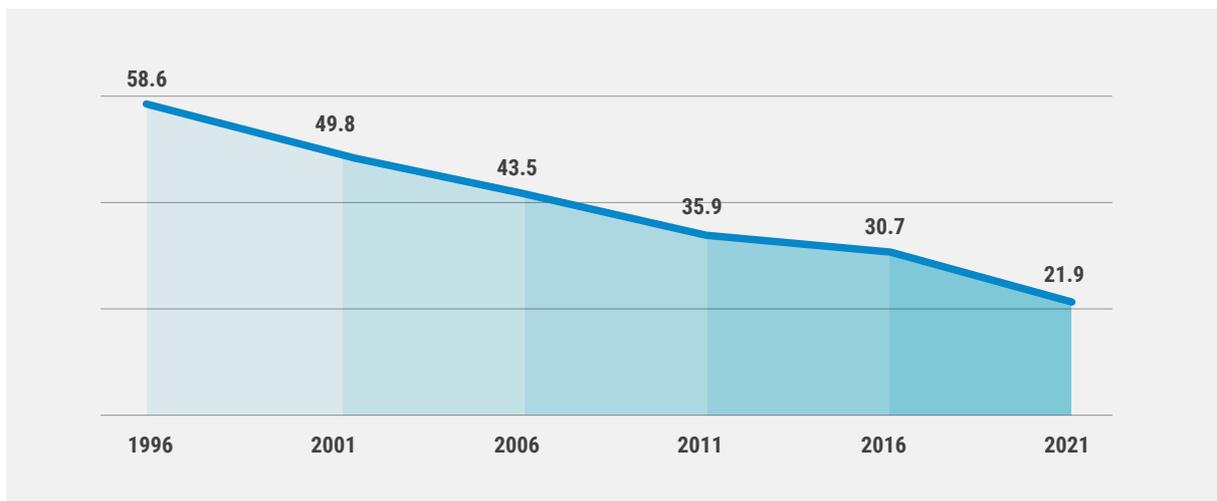
UNICEFは、2014年に開始した「Fast Track Road Map for Improving Nutrition(栄養改善のためのファスト



トラック・ロードマップ)を通じて、カンボジア政府による国の重要ガイドライン、政策、プロトコルの策定・更新を支援してきた。この取り組みは、入院、外来、地域保健サービスの向上を目的とし、栄養改善の促進や母親へのカウンセリング、コミュニティベースの成長モニタリングの拡大、微量栄養素の補充が含まれている。UNICEFの技術的リーダーシップと支援は、政府によるこれら分野の予算増額につながった。

こうした複数部門への投資と共に、経済成長と貧困削減がカンボジアにおける小児期の栄養状態にプラスの影響をもたらしている。最新の推計によると、小児期の発育阻害は2014年の34%から2021年の22%に減少した(図2.6)。発育阻害では進捗が見られたが、一方で、消耗性疾患の課題は根強く残っている。UNICEFは現在、カンボジア政府と共同でこの課題に優先的に取り組んでいるが、重要な幼少期に十分な栄養を与えるために保護者の能力向上を図るなど、なすべきことがまだ多くある。

図2.6 カンボジアの5歳未満の子どもの発育阻害(%, 1996年~2021年)



アフガン難民への重点対策を目的としたデータの正確性向上



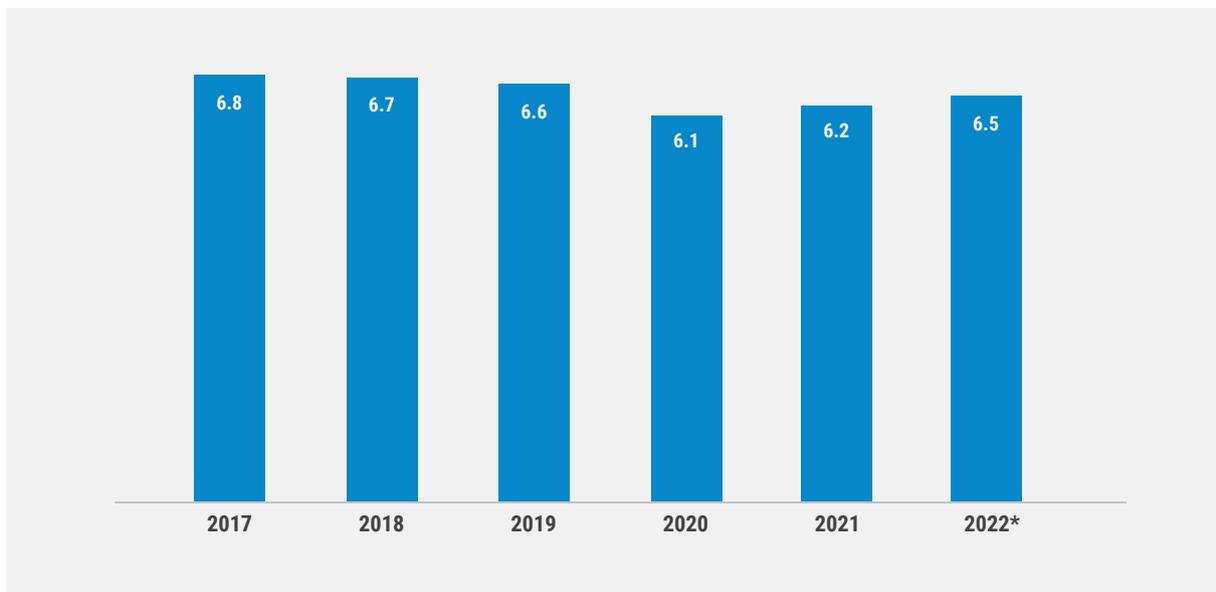
アフガニスタン情勢により、アフガン難民が増加している（図2.7）¹¹。支援のニーズを把握し、適切な保護プログラムを策定するには、受け入れ国内の難民の数を確認し、数値の正確性を向上させることが重要である。

パキスタン政府と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、「Document Renewal and Information Verification Exercise（難民の身分証明データ更新・情報認証活動）」

（DRIVE）を実施し、登録されている約140万人のアフガン難民（難民登録証明カード所持者）のデータを確認・更新した。合計963,700人に新規の生体認証スマートカードが発行された。このカードによりさまざまな基本的サービスを利用することができる。人口を確認することは、脆弱な難民を対象にした健康、教育、生活支援など、計画的な対策の実施に役立つ。

認証活動は、指標10.7.4「難民（出身国別）」に関する報告の正確性も高めている。2022年半ば現在、パキスタンのアフガン難民数は、難民状態にある人々や登録難民の家族の新生児を含めて154万人と推定されている。更新・拡充されたデータセットは、情勢改善後に難民の帰還を促すことを目的とした人道・開発・平和への投資など、アフガニスタンにおける的を絞った解決志向型の対策にも有用な情報をもたらしている。

図2.7 アフガニスタン人口に占める難民の割合（2017年～2022年、居住者10万人当たり）



注：*データ収集は2022年半ばまで

11 UNHCR (final report for the Joint Government of Pakistan-UNHCR Proof of Registration, Document Renewal and Information Verification Exercise (DRIVE). <https://data.unhcr.org/en/documents/details/95825>に基づく)

エビデンスと十分な情報に基づいたカンボジアの大気浄化計画

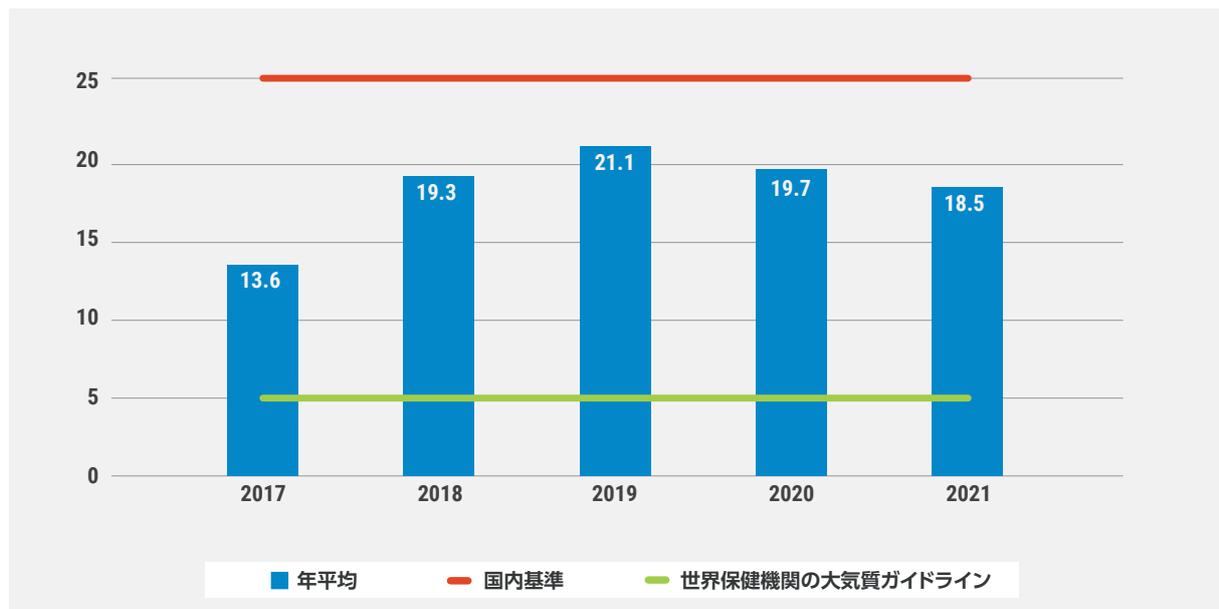
大気汚染はカンボジアの全人口（約1,600万人）の健康を危険にさらしており、燃料集約型の車両、固形廃棄物や作物残さの野焼き、建設ブームによって状況は悪化の一途をたどっている¹²。カンボジアは1999年に大気質のモニタリングを開始した。2017年には微小粒子状物質（PM2.5）モニタリング装置が初めてプノンペンに設置され、2018年には他の州にも普及した。モニタリングだけで排出量が減少するわけではないが、データは問題の規模に対する理解を深め、政策立案のためのエビデンスを提供し、行動を促進する役割を果たす。

プノンペンのPM2.5年平均値は2017年が13.47 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2019年が21.12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった（図2.8）。いずれもWHOが公衆の健康を守るために設定した基準を上回っている。大気汚染の主な原因のひとつとして特定されたのが交通で、公共事業運輸省によると、カンボジアでは2015年から2019年にかけて登録車数が65%増加し、その多くが車齢10年を超えていた¹³。



カンボジア環境省は、2022年1月にカンボジア初の大気浄化計画を開始した¹⁴。同計画には、主な排出源に対処するための総合的な対策が盛り込まれており、PM2.5の60%削減を達成してSDG指標11.6.2に貢献し、2030年までに二酸化炭素排出量の18%削減を目指している。同計画は、古い車による汚染を抑制するために、自動車排ガス規制を厳格化したり（ユーロIV）¹⁵、厳しい基準を満たした新しく低公害の車を優遇するために輸入車の車齢制限を設けたりすることを求めている。国連環境計画（UNEP）と気候と大気浄化のコアリションがこの対策の実施を支援している。

図2.8 プノンペンにおける微小粒子状物質の平均値（2017年～2022年、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）



出典：カンボジア環境省

12 UNEP 2020, Global Trade in Used Vehicles Report. <https://www.unep.org/resources/report/global-trade-used-vehicles-report>を参照。

13 The Clean Air Plan. <https://www.ccacoalition.org/en/resources/clean-air-plan-cambodia>を参照。

14 International Organization for Migration (IOM)

15 <https://www.eea.europa.eu/help/glossary/eea-glossary/euro-iv>を参照。

東ティモールにおける開発のための国外からの送金流入の強化



東ティモールでは、ディアスポラ資金*の活用が開発課題の優先事項となっている¹⁶。東ティモールへの送金流入額は、2015年の6,200万ドル（GDPの3.9%）から2020年の1億5,500万ドル（GDPの7.2%）¹⁷に増え、さらに2022年には1億8,500万ドル（GDPの7.5%）¹⁸へと増加し続けた。これらの増加傾向は、COVID-19パンデミックや熱帯低気圧「セロジャ」にもかかわらず、ティモール人のディアスポラが驚くべき強靭性（レジリエンス）を備えていることを示している。

* 訳注 ディアスポラ（国外に移住した人々）による母国向けの送金や投資

2018年、東ティモールでは送金流入が石油収入以外の最大の資金源であった。このように、送金は国内経済の多様化においてますます重要な要素になっている。政府は東ティモールの発展における送金の役割を理解していたが、流入した送金を活用するための公的制度がなかった。ティモール人のディアスポラは、集団としてではなく個人レベルでの活動が大きく、政府は取引手数料などの送金流入の阻害要因に関する情報をさらに得る必要があった。

政府は、ディアスポラが東ティモールの発展に重要な貢献を果たすことを認識し、東ティモール国家ディアスポラ関与政策・行動計画2023-2027（2022年）を立ち上げ、さらに国際移住機関（IOM）の支援の下で送金動員戦略を策定した。同戦略は、石油依存経済を多様化する革新的な金融ツールとして、送金を開発に活用するための立法・政策上の優先事項を定めている。



16 International Organization for Migration (IOM)

17 <https://data.worldbank.org/indicator/BX.TRF.PWKR.DT.GD.ZS?locations=TL>を参照。

18 Inward Remittance Inflows. World Bank/KNOMAD. <https://www.knomad.org/data/remittances>を参照。

3

データに関する 最大のハードルの 克服

アジア太平洋地域はデータの利用可能性が向上するペースが遅いため、すべてのSDG指標を測定できるようなデータの利用可能性は2030年までに実現しないと予想される。より高い野心で持続可能な開発目標を実施するために必要なデータは各国に揃っているが、エビデンスに基づくフォローアップやレビューに求められるデータの利用可能性については、「2030アジェンダ」の実施における大きなハードルとして残っている。2017年以降、データの利用可能性は毎年向上しているが、変化の速度は依然として遅い。データの利用可能性は17の目標によって、または国によって大きく異なり、SDGデータの利

用可能性のギャップを埋めるには、それぞれの国の特定のニーズ、能力、政治的意思を反映した独自のアプローチが必要である。資金のギャップも存在し、一部の国は他の国よりもはるかに多くの資金源を必要としているが、資金源があるだけではデータの利用可能性は保証されない。

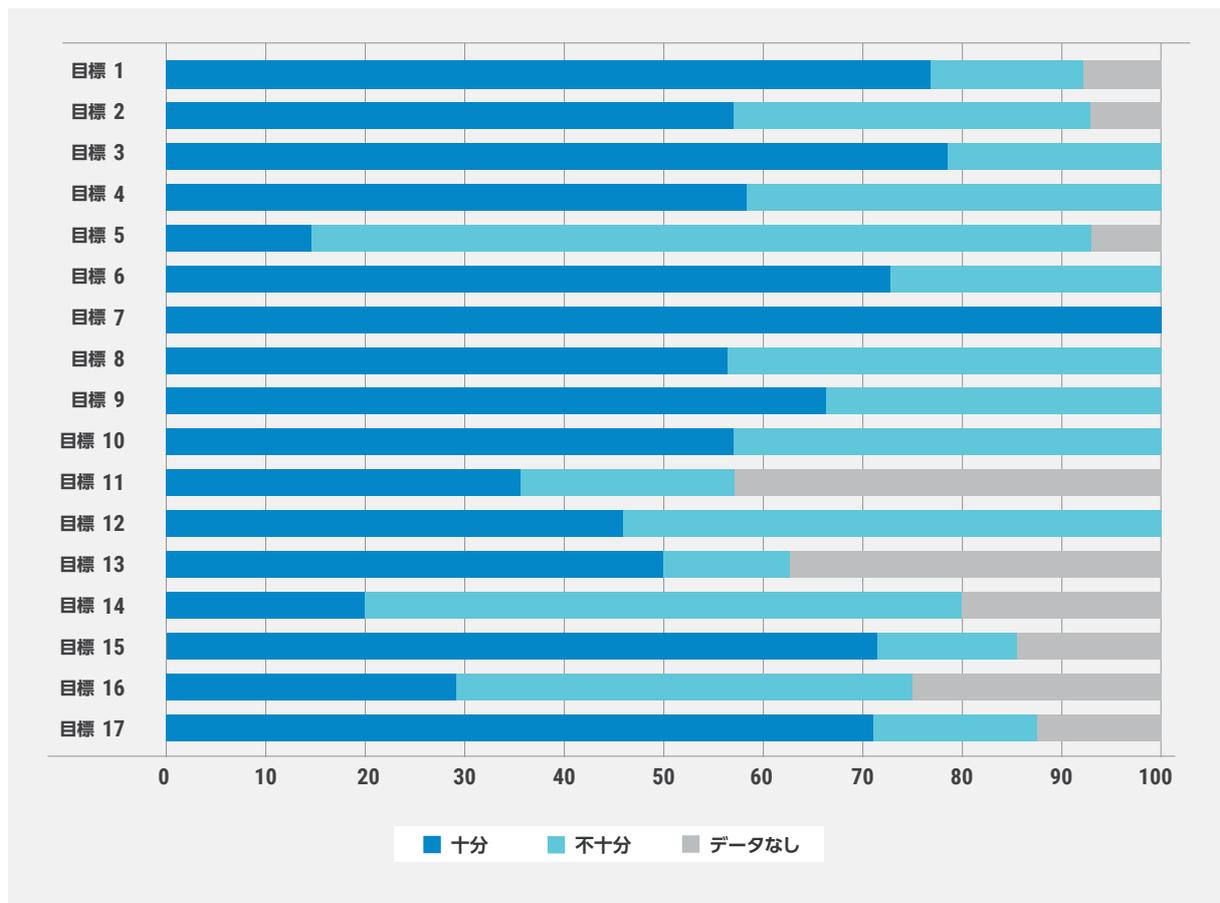
データギャップを埋めるには、貧困国も富裕国も同様に、SDGモニタリングへのコミットメントを示すことが不可欠である (特に目標5と目標16)。

3.1 SDGデータの利用可能性

データの利用可能性を目標別に見ると(図3.1)、目標5(ジェンダー平等を実現しよう)、目標14(海の豊かさを守ろう)、目標16(平和と公正をすべての人に)で大きなデータギャップがあり、いずれも十分なデータの利用可

能性が30%にも満たない。目標11(住み続けられるまちづくりを)と目標12(つくる責任つかう責任)は、それぞれ十分なデータの利用可能性が50%未満である。

図3.1 SDGデータの利用可能性の状況(指標の割合、%、2022年)

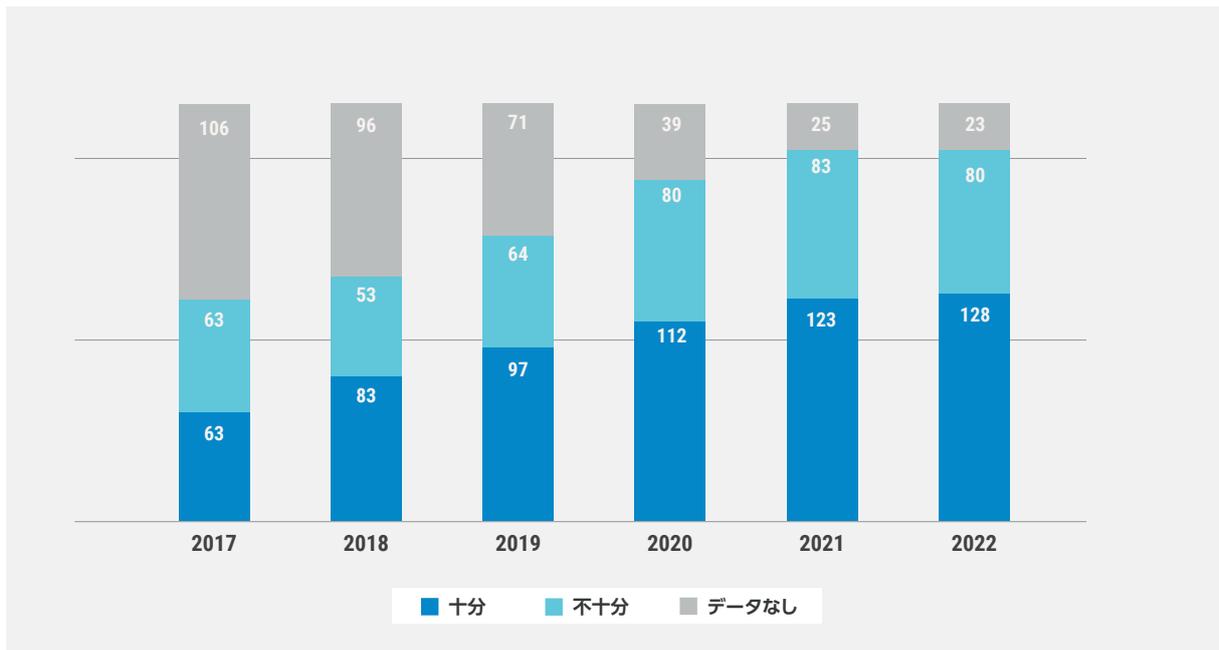


出典: SDG Gateway data availability. <https://data.unescap.org/data-analysis/sdg-data-availability>

2017年以降、アジア太平洋地域におけるSDGデータの利用可能性は増加している(図3.2)。2017年から2022年にかけて、十分なデータが利用可能な指標の数は63から128に倍増した。今後数年間この進捗ペースを維持できれば、アジア太平洋地域はSDGの進捗を追跡するの

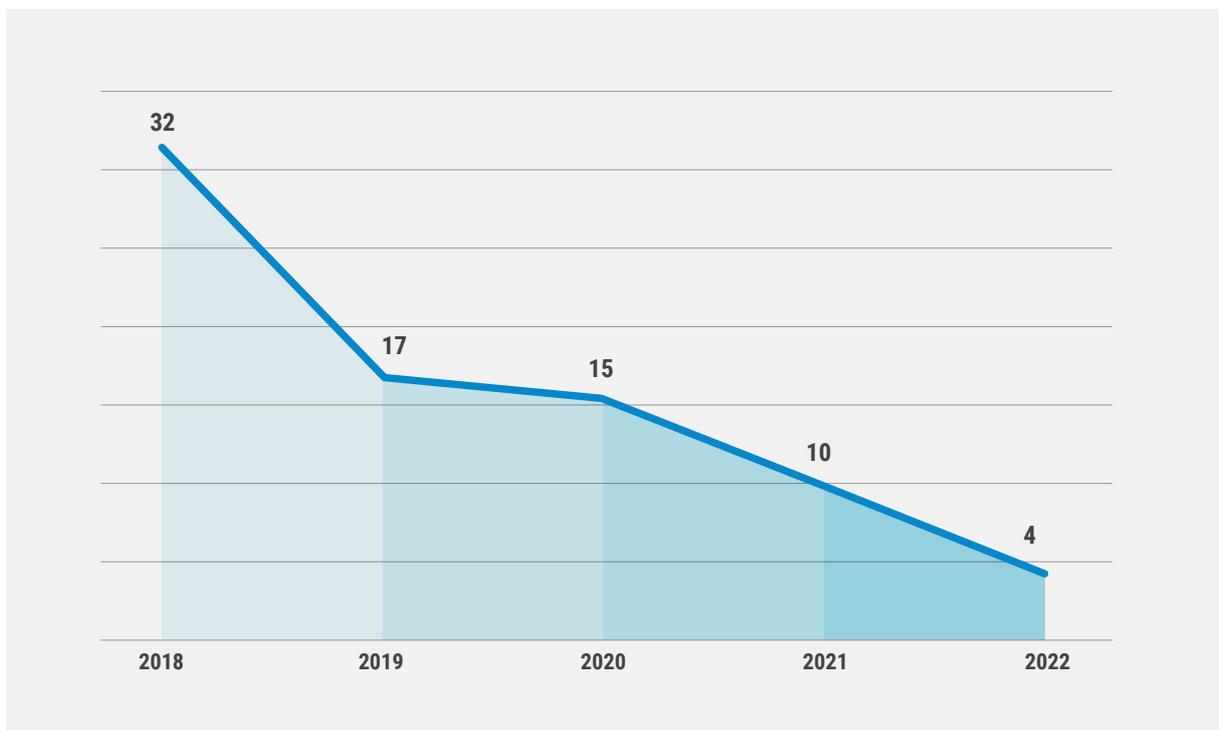
に十分なデータを2030年の目標年よりも前に作成することができる。しかし、そのような結果になる可能性は非常に低い。十分なデータの利用可能性の増加率は鈍化し続けており、2022年はわずか4%しか増加しなかった(図3.3)。

図3.2 データの利用可能性 (指標の数、2017年～2022年)



出典:SDG Gateway data availability. <https://data.unescap.org/data-analysis/sdg-data-availability>

図3.3 十分なデータの増加率 (2018年～2022年)

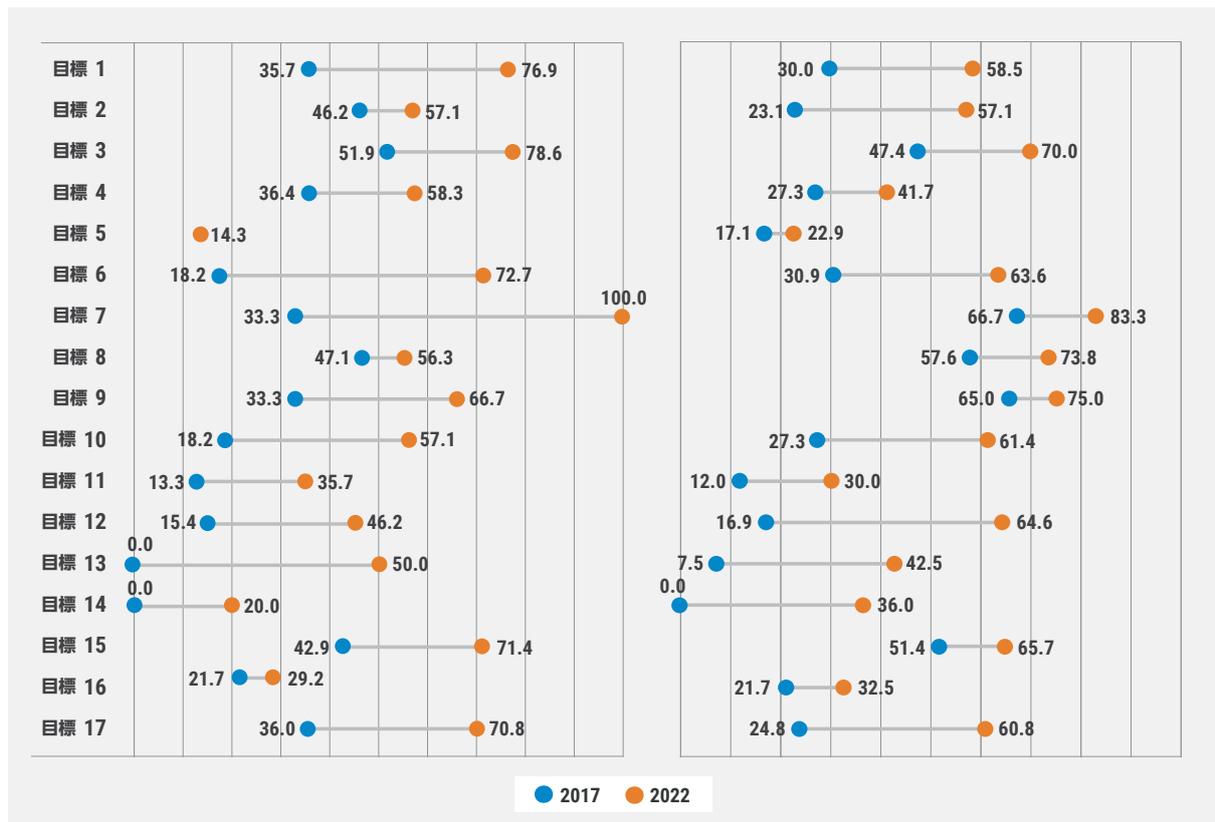


出典:SDG Gateway data availability. <https://data.unescap.org/data-analysis/sdg-data-availability>

データの利用可能性の進捗は目標によって異なる。特に2017年以降、アジア太平洋地域では、データギャップが最も大きな2つの目標、つまり目標5と目標16のデータの利用可能性がほとんど進捗していない。これには多くの理由が考えられる。地域全体のデータ利用可能性と、一人当たりの国内総生産が最も高い5カ国のデータ利用可能性について、それぞれの進捗を比較したところ(図

3.4)、いずれもデータの利用可能性が低く、目標5と目標16のデータギャップを埋める進捗が最も遅かった。これは、SDGデータのギャップには、統計の発展に必要な資源が限られていることや技術的能力以外に原因があり、指標に対する需要不足や国として指標をもっていないことが影響している可能性がある。

図3.4 SDGデータの利用可能性の比較(2017年と2022年):アジア太平洋地域(左)と特定の5カ国(右)
(十分なデータがある指標の割合、%)



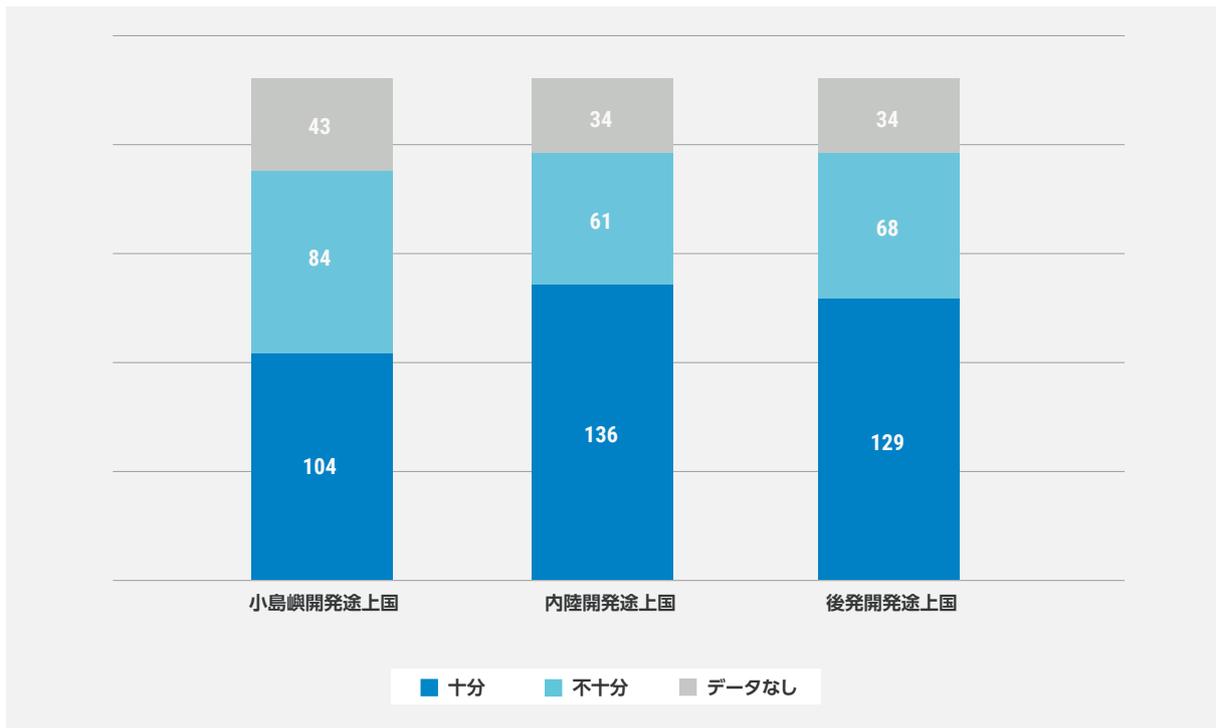
注: 特定の5カ国は、一人当たりの国内総生産がアジア太平洋地域で最も高い国々: オーストラリア、日本、ニュージーランド、韓国及びシンガポール。

特徴的なのは、SDGsの半数以上のデータの利用可能性は、一人当たりGDPが域内で最も高い5カ国よりも地域全体の方が良かった点である。

高所得国は、持続可能な開発を促進するという国際公約に従って、特に目標5と目標16のデータ収集と使用における課題を克服し、SDGデータの作成を主導するためにさらにできることがある。

データの利用可能性は国レベル・準地域レベルでもさまざまであり、アルメニア、ジョージア、インドネシア、フィリピン、タイは指標の63%以上で十分なデータを有している。SIDSのデータの利用可能性はLLDCsとLDCsよりもはるかに不十分であるが(図3.5)、時間をかけて徐々に向上している。

図3.5 特別な状況下にある国のSDGデータの利用可能性（指標の数、2022年）



出典: SDG Gateway data availability. <https://data.unescap.org/data-analysis/sdg-data-availability>

SDGデータのギャップを埋めるのは重要なことである。国のSDG進捗評価や自発的國家レビューの情報となるSDG指標及びデータの必要性が、SDGデータの需要を生み出

すのに役立つ。国のSDGデータを作成・使用する取り組みは、国内の連携向上や、SDGデータ収集のための全政府的支援に貢献すると考えられる。



3.2 データギャップを埋めるためのリソース

アジア太平洋地域のデータギャップを埋めるには公共・民間投資が必要であるが、図3.4が示すように、SDGデータ収集の要因は資金だけではない。SDGデータ収集のニーズを満たすには、データ提供者と政策立案者との強力な連携、基準を設定するための機関間の協力、データ収集を向上させるための草の根レベルまでの能力構築をすべての国で行う必要がある。革新的なアプローチを用いれば、既存の行政プロセスと調査活動を活用してギャップを埋めるデータを作成し、SDGモニタリングやエビデンスに基づく政策立案を行うことができる。政府と政府間パートナーは、国内の技術的な統計能力を構築し、SDGデータの収集・使用を常に最優先課題とするために、緊密な連携を継続しなければならない。また、データ共有とデータ作成を促進するために、時代遅れの法律の改正にも優先的に取り組む必要がある。

本節では、アジア太平洋地域におけるデータの利用可能性が最も不十分な3つの目標のうちの2つ、目標5と目標16のデータギャップを埋めるためのリソースに焦点を当てる。これらの目標の指標は、ジェンダー平等と犯罪、暴力、司法アクセスと法の支配の主要な要素に関係している。

目標5と目標16の一部指標のデータは、既存の行政記録と調査から収集することができる。行政データの情報源には、違反・犯罪、被害者及び加害者に関する情報、警察、検察、裁判所及び刑務所が保管する記録から得られたデータ、ならびに医療施設、税関及び税務当局からの情報が含まれる。行政データには報告され記録された犯罪に関する情報が集められているが、公的機関への報告または公的機関による記録の有無を問わない犯罪の件数を意味する「暗数」を数値化するのは難しい。したがって、調査の方が行政データより実際に近い犯罪の推定値を提供することが可能である。

行政プロセスと調査活動によって得られるデータは、目標5と目標16のデータギャップを埋めるのに役立つと考えられる。例えば、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) とUN Women (国連女性機関) は、行政・調査データを用いたSDG指標の測定を支援する幅広いツールと方法論を開発している (表3.1)。本節では、行政・調査データをSDG指標に適応させる複数のイニシアチブを紹介し、統計能力の構築方法についても言及する。これらの取り組みにより、アジア太平洋地域におけるデータギャップは埋まりつつある。

表3.1 測定ツールと方法論

行政記録		
トピック	ターゲット	ツールと方法論
犯罪と殺人	<p>5.2 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力及び搾取を排除する</p> <p>16.1 あらゆる場所において暴力を減少させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統計目的の国際犯罪分類 (ICCS) ジェンダーに関連した女性及び女兒の殺人件数を測定するための統計的枠組み (国連薬物犯罪事務所の) 犯罪情勢等に関する調査 (UN-CTS)
違法な資金の取引	16.4 組織犯罪、違法な資金及び武器の取引と闘う	<ul style="list-style-type: none"> 違法な資金取引の統計的測定に関する概念的枠組み 国連違法武器取引調査 (UN-IAFQ)
人身取引	16.2 虐待、搾取、人身取引及び暴力から子どもを守る	<ul style="list-style-type: none"> 世界中の人身取引被害者数を推定するための複数システム推定 人身取引に関するグローバル報告書のためのアンケート

調査		
トピック	ターゲット	ツールと方法論
汚職	16.5 汚職や賄賂を大幅に減少させる	<ul style="list-style-type: none"> 汚職調査に関するマニュアル: サンプル調査を通じた賄賂その他の汚職形態の測定に関する方法論的ガイドライン
SDG 16	<p>10.3 機会均等を確保し、差別を撤廃する</p> <p>11.7 安全で包摂的な緑地や公共スペースへのアクセスを提供する</p> <p>16.1 あらゆる場所において暴力を減少させる</p> <p>16.2 虐待、搾取、人身取引及び暴力から子どもを守る</p> <p>16.3 法の支配を促進し、司法への平等なアクセスを提供する</p> <p>16.5 汚職や賄賂を大幅に減少させる</p> <p>16.6 有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる</p> <p>16.7 対応的、包摂的及び代表的な意思決定を確保する</p> <p>16.B 非差別的な法規及び政策を推進し、実施する</p>	<ul style="list-style-type: none"> SDG 16調査イニシアチブ (アンケート調査及び実施マニュアル)
被害	<p>5.2 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力及び搾取を排除する</p> <p>16.3 法の支配を促進し、司法への平等なアクセスを提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査に関するマニュアル

行政記録を活用してデータギャップを埋める

統計目的の国際犯罪分類 (ICCS)

統計目的の国際犯罪分類 (ICCS) は、犯罪の規模とその要因を理解し、犯罪と刑事司法に関する国家データの質を向上させたり、公共のセキュリティ及び安全、人身取引、汚職及び司法へのアクセスの分野で国が取り組んでいるSDGターゲットのモニタリングを支援したりするためのツールである。同ツールはUNODCが開発し、国連統計委員会と犯罪防止刑事司法委員会によって承認された。分類の一次単位は、刑法上の犯罪を構成する行為または事象、ならびに法規定ではなく行動に基づいた犯罪行為の詳細である。

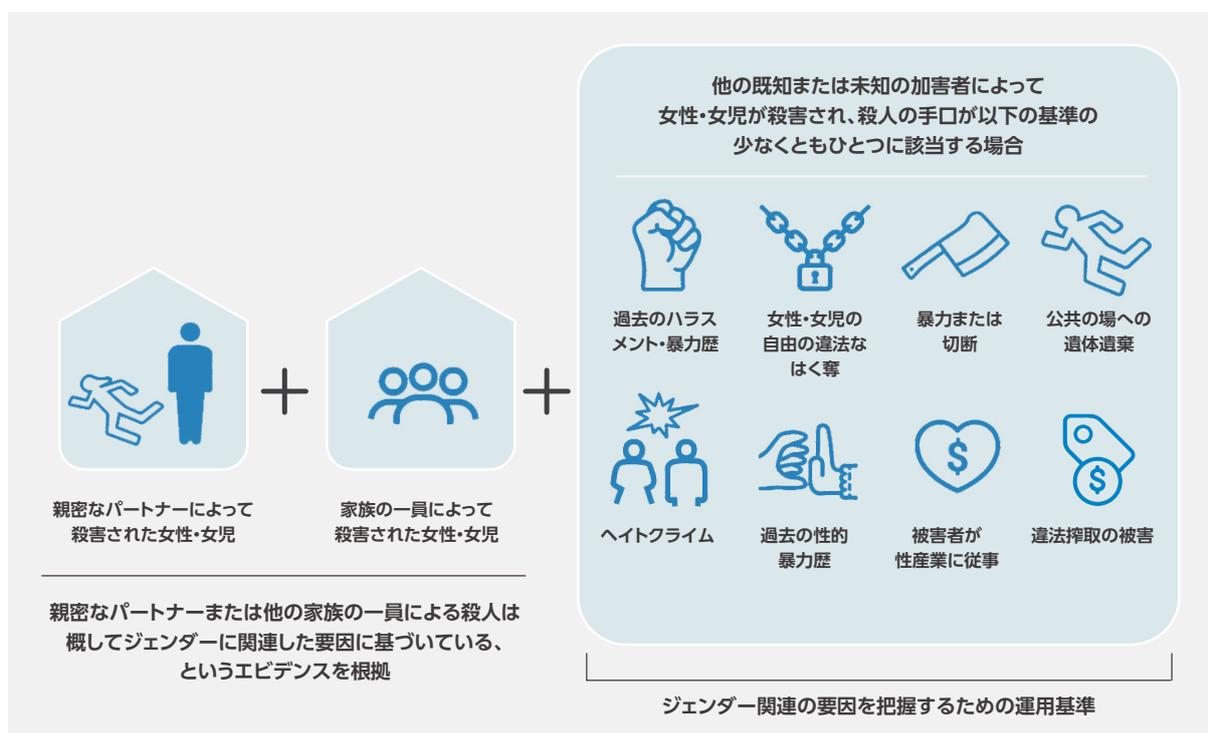
ICCSの導入によって、国内的・国際的にデータの一貫性と比較可能性が向上している。例えば、韓国の国家統計局である韓国統計庁 (KOSTAT) は、国内の犯罪コードとICCSコードを一致させている。刑事司法サービスに関する韓国情報システムに対照コード表を適用することで、公式の犯罪統計と関連するSDGデータが強化され、国際的に比較可能な犯罪・刑事司法データが作成されている。

ジェンダーに関連した女性及び女児の殺人 (フェミサイドまたはフェミニサイド) 件数を測定するための統計的枠組み

SDGフレームワークには、女性及び女児に対する暴力に関する指標が含まれているが (例: 5.2.1、5.2.2、16.1.1、16.1.3)、既存の統計は、ジェンダーを動機とした暴力かどうかという点で一貫性と完全性に欠けている。ジェンダーに関連した女性及び女児の殺人を防止・撲滅するには、この犯罪のあらゆる側面を理解し、その複雑さを解くことが不可欠である。

UNODCとUN Womenは、ジェンダーに基づく殺人に関するデータ (特に被害者と加害者の特徴に関するデータ) を向上させるニーズに応じて、ジェンダー関連の犯罪動機と判断される特徴、エビデンスに基づく防止政策策定の重要性、さらに関連データを国家機関が作成する実現可能性を評価するための国際協議を経て、「ジェンダーに関連した女性及び女児の殺人 (フェミサイドまたはフェミニサイド) 件数を測定するための統計的枠組み」を開発した。同枠組みは、データ収集の調整を図ることを目的に、ジェンダーに基づく殺人を特定するために収集すべき殺人データカテゴリーの定義とガイダンスを提供している (図3.6)。さらに同枠組みは、ICCSを参考に、被害者・加害者の登録データや殺人の背景・メカニズムに基づきデータを細分類することを提案している。

図3.6 ジェンダーに関連した殺人に関する統計の収集・集計に用いる殺人データカテゴリー



出典：UNODC and UN Women, 2022, “Statistical framework for measuring the gender-related killing of women and girls (also referred to as “femicide/feminicide”)”, p. 12.

女性の政治・公職への参加に関する統計基準の向上

目標5と目標16には、指標5.5.1(b)「地方議会において女性が占める議席」など、女性の政治・公職への参加に関する指標が含まれている。同指標は、世界の大半の国の選挙管理組織が作成したデータに基づきUN Womenによって測定され、世界中でモニタリングが実施されている。このデータは、包摂的な政治参加と民主主義を中心に、有権者登録、投票率、候補者と当選者など幅広い項目を網羅している。しかし、国際的な統計基準がないため、統計機関はガバナンスデータを十分活用することができなかった。

2015年、ガバナンスデータの国際基準と手法を定めるために、ガバナンス統計に関するプライア・グループが結成された。同グループは、各国の統計局、国連機関、多国間・二国間機関、学術界の代表者など、100を超える会員を有する。プライア・グループは、会員が共同で作成し、2020年に国連統計委員会によって承認された「ガバナンス統計に関するハンドブック」を発表した。同ハンドブックは、公式のガバナンス統計を作成するための包括的な指針や、政治・公職に関する概念的枠組み及び測定フレームワークとしての役割を果たしている。

調査を活用してデータギャップを埋める

SDG 16 調査イニシアチブのアンケート

SDG 16調査イニシアチブのアンケートは、目標10、11及び16のデータ収集を目的とした、国際的に標準化された実証済みのツールである。国連開発計画 (UNDP) と国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) が共同で開発したこのモジュール型調査ツールは、独立して実施するこ

とも世帯調査と統合することもできる。パイロット調査は世界8カ国で実施され¹⁹、例えばカザフスタンでは、2021年に指標16.2.2、16.3.3、16.6.2、16.7.2及び16.b.1.に関するデータ収集が行われた。同国の戦略計画改革庁国家統計局の目的は、2024年にSDG 16調査モジュールを世帯調査に追加で組み込むか、またはSDG 16調査を独立して実施することであった。

統計能力におけるデータギャップを埋める

統計拠点センター

UNODCとKOSTATは、アジア太平洋地域の犯罪・刑事司法に関する統計拠点センターを通じて、エビデンスに基づく政策立案を目的に、犯罪・刑事司法統計を収集・分析・普及するためのツールと方法論に関する支援を提供している。

アジア太平洋統計研修所

アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、アジア太平洋統計研修所 (SIAP) を通じて、SDG指標の統計編集能力を構築するための各国への支援を引き続き行っている。2020年～2025年のSIAP戦略計画は、SDGsに関する能力構築に重点を置き、同作業計画は、SDGsに関する統計能力と報告を向上させるために各国のニーズに応えることを目的としている。2022年には、3,000名以上の参加者がSDGテーマに関する研修コースを修了した。研修テーマには、「SDGモニタリングのための保健統計」、「SDGsにおけるマテリアルフローの測定」、「SDG 9：産業と技術革新の基盤をつくろう」、「公式統計とSDG指標のデータ可視化の原則」などがあった。インターネットで実施しているSIAPオンラインコースには誰でも無料で参加できる²⁰。

人身取引に関する事案データの管理

インドネシアでは人身取引の事例が増加しており、データの収集・管理作業が人身取引対策の妨げとなっていた²¹。例えば、さまざまな政府機関が人身取引の事案データを手動記録に記入していたため、これらの記録は統合されていなかった。人身取引事案の訴追状況を効果的に追跡するために、インドネシア政府はIOMの支援を受けて、事案の状況や、加害者と被害者及び犯罪の特徴に関する情報が含まれた事案管理システムを構築した。インドネシア最高検察庁長官は、国・地方の検察官全員に事案管理システムを使用することを義務付け、違反者は処罰することを定めた。事案管理システムによって、人身取引に関する捜査、起訴、有罪判決に関するデータ収集システムとデータベース能力が大幅に向上した。インドネシアでは、データが全国レベルで調整されたことにより、指標16.2.2の進捗モニタリングが促進されている。IOMインドネシアは、事案管理システムとリンクした統合データベースプラットフォーム²²の開発を支援し、検察官や職員を対象にプラットフォームの利用に関する研修を実施した。同プラットフォームによって事案管理システムの情報が地図とグラフ上で可視化され、一般のアクセスが可能になった。このような可視化は、地方政府が現地での人身取引対策を立案・設計する際に有用である²²。

19 SDG16調査イニシアチブの詳細はSDG16Hubを参照。

20 <https://siap-elearning.org/>

21 International Organization for Migration (IOM)

22 プラットフォームは<https://jampidum.kejaksaan.go.id/p/>よりアクセス可能。



Annexes

Annex 1: テクニカルノート: 進捗を測定する方法

アジア太平洋SDG進捗評価は、2017年7月6日の総会で採択され、翌年以降に精緻化された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に関して合意されたグローバルな指標の枠組みに基づいている。本報告書で使用されたデータは、国連経済社会局統計部が管理するグローバルSDG

指標データベースから引用している。定義されたSDG指標に関し十分なデータが入手できない場合、国際的に認められた情報源から追加的な指標を使用している。ESCAPのSDGゲートウェイデータエクスプローラー¹において、指標ならびに国の区分及び定義に関する情報²が入手で

1 <https://dataexplorer.unescap.org/> を参照

2 <https://data.unescap.org/stories/escap-database> を参照

きる。より大きな国や経済によるバイアスを避けるため、地域レベル及び準地域レベルでは、加重集計ではなく、指標の平均値を使用している。

本節では、SDG進捗評価の方法に関する基本的な情報を提供する。より詳細な議論は、3件の論文で提供されている^{3,4,5}。

指標の選択

指標は、次の2つの基準で選択された：

- ・ 対象とする地域または国区分の50%以上の国について、2つ以上のデータポイントがあること；
- ・ 定量的な目標値が設定可能なこと。

上記基準のいずれも満たさない指標は分析から除外される。指標とそれぞれの目標値の一覧は、本報告書のAnnex 2に掲載されている。

進捗をたどる方法

2つの主要な測定方法がSDGsへの進捗を評価するために用いられる：「現在状況指数」と「予想進捗指数」であり、以下の2つの項目に対応する：

1. 現在状況指数：2015年以降、どの程度の進捗があったか？
2. 予想進捗指数：2030年までのターゲット達成の可能性はどのくらいか？

予想進捗指数は、指標の予測値とその目標値との差を測定する。両方の指数は、サブ指標のレベル（系列的なもの、細分化したもの、またはサブコンポーネント）で作成され、必要に応じて指標やターゲット、更には目標の各レベルで集計が可能である。本分析では、現在状況指数は目標レベル（スナップショット）で表示され、予想進捗指数はターゲットレベル（ダッシュボード）で表示される。両方の指数は、アジア太平洋SDGゲートウェイ上では指標レベルで表示される。

理想的な状況の場合、現在状況指数は、17の目標すべてにわたって、等しく強固な尺度を提供できるであろう。しかし、幾つかの目標については利用可能なデータが限定されており、評価は新しい指標が追加されると影響を受けやすいため、その結果は慎重に解釈される必要がある。指標の数とデータの利用可能性が本報告書の昨年版から大幅に拡充されたため、本報告書の分析結果は、以前の諸版と比較されるべきではない。

3 Arman Bidarbakht-Nia, 2020, "Measuring Sustainable Development Goals (SDGs): An Inclusive Approach", Global Policy, vol. 11, Issue 1, February, pp. 56–67. Available at https://data.unescap.org/sites/default/files/public/guide/attachments/Measuring_SDGs_ESCAP_SDG_Gateway.pdf.

4 Arman Bidarbakht-Nia, 2022, "SDG Progress Assessment; Comparing apples with what?", Statistical Journal of the IAOS, vol. 38, No. 1, pp. 245–250. Available at https://data.unescap.org/sites/default/files/public/guide/attachments/SDG_Progress_Assessment_ESCAP_SDG_Gateway.pdf.

5 Arman Bidarbakht-Nia, 2017, "A weighted extrapolation method for measuring the SDGs progress", ESCAP Working Paper Series. Available at www.unescap.org/resources/working-paper-series-sdwp04march-2017-weighted-extrapolation-method-measuring-sdgs.

現在状況指数

個々の指標 (I) に対しSDGターゲットに対応する特定の数値 (TV) が与えられている場合、本年 (I_{cv}) 及び2015年 (I_0) の数値が2015年以降の進捗を測るために用いられ、それは2030年までにそのターゲットを達成するために必要な進捗と対比して示される (図1.2の青いバー)。

進捗がない場合を0、完全に達成された場合を10として、0から10の範囲で標準化すると、現在状況指数は以下のように計算できる。

$$CS = \frac{I_{cv} - I_0}{|TV - I_0|} \times D$$

この場合以下のようになり、

$$D = \begin{cases} 10 & \text{increasing is desirable} \\ -10 & \text{decreasing is desirable} \end{cases}$$

これは望ましい方向が (増えたり減ったりしても) 明確な場合に当てはまる。

予想進捗指数

この指数は、予想される進捗と目標とする進捗とを比較する。目標年の指標値を予測し、達成目標値を基準に比較することで、これまでの進捗ペースが維持されると仮定して、目標年の終わり (2030年) までにターゲットにどれだけ近づくことが必要となるかを提示する。目標年の指標の予測値を I_t で表すと、予想進捗指数は前節の計算式で I_{cv} を I_t に置き換えて計算することができる。

パリティ指標に関しては、その具体的な数値は以下のように計算される。

$$CS = 10 - \frac{|TV - I_{cv}|}{|TV - I_0|} \times 10$$

その地域 (または国区分) が2015年から進捗している場合、それぞれの目標の下の指標の標準化された数値の平均は0から10の間の数値となる。しかし、地域が後退している場合、その数値はマイナスとなり、その数字は後退の大きさを示す。

現在の数値がすでに目標値に達している、またはそれを超えている指標の場合、現在状況指数を計算する必要はない。その場合には、すべて10となる。

予想進捗指数は、ターゲットの達成が期待できない指標についてのみ計算できる。予測値がすでにターゲットを達成或いは超過達成している場合、更には2030年までに達成すると予想される場合には、指標は自動的に「達成される」ものに分類される。

期待される進捗に基づいて、指標はあらかじめ定義された3つの達成レベルに分類される:

$$\begin{cases} AP > 9 & \text{(will meet the target with current rate or minor extra effort)} \\ 0 < AP \leq 9 & \text{(need to accelerate the current rate of progress to achieve the target)} \\ AP \leq 0 & \text{(regression or no progress expected)} \end{cases}$$

指標レベルで進捗をたどる両手法を適用する際、進捗/後退については、最小2%の変化という閾値を考慮した。言い換えれば、実際の変化と望ましい変化の方向性に応じ

て、期間中の全体的な変化が2%以上の増減である場合にのみ、変化が受容された。

集成

2022年においては、合計166の指標を使用してSDG進捗評価のための現在状況指数を計算している。しかし、これらのうち5の指標は2030年の予測に十分なデータが利用可能ではなく、予想進捗指数の計算には使用されなかった。例えば、医療従事者の密度などのように、ひとつの指標に複数の

構成要素 (variation) がある場合、すべての要素が計算に使用される。それぞれの構成要素は、各指標の下で加重の合計が1になるように調整される。最後に、進捗指数の加重平均が、その指標の進捗指数として算出される。

細分化された統計

性別や場所、年齢と性別の組合せによる細分化は、29の指標について利用可能であった。細分化された統計を考慮するに当たって、各指標について脆弱なグループは、基準となる母集団よりも進捗が遅いものとして識別された。例えば、2015年以降、全失業率が3%低下したが、それが

男性で4%、女性で2.5%であった場合、女性グループは脆弱と見なされる。各系列の下では、進捗は脆弱なグループと基準となる母集団の平均値として測定される。脆弱なグループを考慮することで、各系列の進捗状況は、最も脆弱なグループの進捗状況に合わせて調整される。

外挿法

2つの計測法で進捗を算出するには、本年及びこれまでの年における欠損値の推定や代入 (imputation) が必要である。これらの欠損値は、時間に関連させて加重する加重回帰法を使用して推定され、指標値の重要性は、用いられたデータがどれほど最近のものであるかに比例するものと仮定している。

ある地域において指標 I に関し n 個のデータポイントが T 年の期間にわたって利用可能であるとする。今、我々は、 t 年の指標値を推定するものとする。

$T = t_n - t_1$ において、 t_n と t_1 は、それぞれデータのある最後の年と最初の年である。この二つの時点では、それぞれ指標 I のデータが利用可能である。時間関連の加重は、ターゲット年 (t) までの時間的距離に比例して、各年の変化率を上昇或いは低下させる乗数として機能する。与えられた国/地域の t 年の指標値を推定する i 番目のデータポイントに対する時間関連の加重は、以下ようになる：

$$w_i = \frac{(t - t_1)}{(t - t_i)} \quad (t_1 < t_i < t_n)$$

この時間関連の加重は、異なる指標に使用される回帰モデルに組み込まれた。(例えば、災害関連の指標やODAその他の財政援助など) 指標が時間に依存しない少数の例外的なケースにおいては、時間関連の加重は使用されなかった。

地域ターゲット値の設定

169のSDGターゲットのうち、暗示的であれ明示的であれ、特定のターゲット値（目標値）があるのは37%のみである。その他のものについては、本報告書では「チャンピオン地区」アプローチを使用してターゲット値を設定した。これは過去に実行可能であることが証明されており、利用可能なデータの使用を最適化するものである。その考え方とは、この地域のトップパフォーマーを特定し、その国々の平均変化率を、地域全体が目指すべき変化率として設定することである。この地域全体のチャンピオンとみなされる仮想地区に属するトップパフォーマーの国を複数想定する。これらの国の平均の変化率が、特定の指標に対するこの地域の目標変化率と見なされる。つまり、この

地域全体が2015年から2030年までの15年間、そのチャンピオン地区と同様に機能することができれば、2030年までの目標値の達成が期待できるのである。続いて、チャンピオン地区の変化率を基準年の地域全体の変化率とすることで、この地域の普遍的な目標値を導き出すことができるのである。ちなみに、本報告書では、地域全体の値は、データが利用可能なすべての国の指標値の平均値としている。チャンピオン地区の適用が不可能な場合、最新の利用可能なデータに基づいて上位5カ国のトップパフォーマーを特定し、地域の目標値はそれら5カ国の平均値とした。

証拠強度：目標レベルでの指標の充足性

指標の利用可能性が限定されているため、目標レベルで集計された結果は、グローバルSDG指標の数値に加え、国際的に認められた情報源からのものも併せた形となっている。後者は前者に代わるものではないが、そうしな

ければ分析が不可能であったターゲットを対象に適用した。したがって、目標レベルでの証拠の完全性を評価する際には、それらを考慮する必要がある。証拠としての強度は、次のような比率で定義される：

$$\text{Evidence Strength factor} = \frac{T_{Used} + P_{Used}}{T_{Global} + P_{Used}}$$

ここで、 T_{Global} 、 T_{Used} と P_{Used} は、それぞれ、グローバルなSDG枠組みの指標の総数、計算に使用されたグローバルSDG指標の数、及び国際的に広く認識されている情報源に基づく指標の数を表す。

右の表における「シンボル」は、それぞれの「証拠強度係数」を示している。

シンボル	証拠強度係数	解釈
■	0	指標なし
■ ■	0から1/3まで (1/3を含む)	指標不足
■ ■ ■	1/3から2/3まで (2/3を含む)	中程度の 利用可能性
■ ■ ■ ■	2/3から1まで	高い 利用可能性
■ ■ ■ ■ ■	1	完全な指標一式

Annex 2: 進捗評価に使用されている指標一覧

本報告書の分析で使用されたSDG指標一覧（及び各ターゲット値並びにデータの出典）。グローバルSDGデータベースにある指標は出典欄にSDGと記載し、他のソースからの指標については出典欄に機関名を記載している。

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 1			
国際的な貧困	SDG	1.1.1 一日当たり1.90米ドル未満で生活をしている人口の割合、雇用の%[男女別、年齢別、雇用状態別]	0
各国の貧困	SDG	1.2.1 各国の貧困ライン以下で生活している人口の割合 [都市化]	(0.4)
社会保護	SDG	1.3.1 対象となる人口、対象人口の% ・社会援助プログラム、最貧層 ・社会保険プログラム、最貧層 ・失業手当 ・年金 ・労務災害 ・障がい給付金受給対象人口	87.2 31.3 100 100 100 100
基本的な水・衛生サービスへのアクセス	SDG	1.4.1 基本的な飲料水と衛生サービスを利用する人口、% [都市化]	100
災害による死者／行方不明者／負傷者	SDG	1.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数、人口100,000人当たり	0
災害による経済損失	SDG	1.5.2 災害による直接的経済損失、100万米ドル	0
国家DRR戦略を採択・実行している状況	SDG	1.5.3 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合	SDG	1.5.4 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合、%	100
貧困削減に割り当てられたODA (LDCs)**	SDG	1.a.1 貧困削減に割り当てられたODA (LDCs)、GNIの%	(2)
教育と健康に対する政府支出	SDG	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合、国家支出の% ・教育 ・健康	(2) (3.3)
目標 2			
栄養不足蔓延率	SDG	2.1.1 栄養不足蔓延率、人口の%	0
中程度または重度な食料不安の蔓延度	SDG	2.1.2 中程度または重度な食料不安の蔓延度、人口の%[男女別]	(0.4)
発育阻害の蔓延度	SDG	2.2.1 中程度または重度の発育阻害のある子ども、5歳未満の子どもの%	(0.6)
栄養不良の蔓延度	SDG	2.2.2 栄養不良の蔓延度、5歳未満の子どもの% [中程度または重度の肥満、中程度または重度のやせ]	5

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
女性の貧血の蔓延度	SDG	2.2.3 女性の貧血の蔓延度、女性の% [妊娠中]	(0.5)
穀物生産	FAO	2.3.P1 穀物生産、ヘクタール当たりkg	5,500
農業からの温室効果ガス 排出量	FAO	2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量、農業からのGDP1,000 (2015)米ドル当たりトン	(0.6)
十分な遺伝物質が保存され ている植物・動物種	SDG	2.5.1 十分な遺伝資源が保存されている種、数 ・植物 ・動物、地域総数	(1.5) 101
絶滅の危機にあると分類 された在来種	SDG	2.5.2 絶滅が予測される在来種における絶滅の危機にあると分類 された在来種の割合、数	0
農業指向指数	SDG	2.a.1 農業指向指数	1
農業部門への公的支援の流れ (LDCs)**	SDG	2.a.2 農業部門への公的支援の流れ (LDCs)、受領別、 2019年100万米ドル	(2)
食料の消費者価格指数 ††	SDG	2.c.1 食料の消費者価格指数	±0.5
目標 3			
妊産婦死亡率	SDG	3.1.1 妊産婦死亡率、出生100,000件当たりの死亡	70
専門技能者の立ち会いの下 での出産	SDG	3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産、出生の%	100
5歳未満児死亡率	SDG	3.2.1 5歳未満児死亡率、出生1,000件当たりの死亡 [男女別] ・5歳未満 ・幼児	25 (0.4)
新生児死亡率	SDG	3.2.2 新生児死亡率、出生1,000件当たりの死亡	12
HIV感染	SDG	3.3.1 新規HIV感染、人口100,000人当たり [年齢別、男女別]	0
結核	SDG	3.3.2 結核感染率、人口100,000人当たり	0
マラリア	SDG	3.3.3 マラリア感染率、リスクのある人口1,000人当たり	0
顧みられない熱帯病に対する 介入	SDG	3.3.5 顧みられない熱帯病に対する介入が必要な人々、1,000人	0
心血管疾患、癌、糖尿病 または慢性呼吸器系疾患	SDG	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病または慢性呼吸器系疾患の死亡率、 確率 (%) [男女別]	(0.67)
自殺	SDG	3.4.2 自殺、人口100,000人当たり [男女別]	(0.48)
アルコールの有害な摂取	SDG	3.5.2 一人当たりのアルコール消費量、年間リットル	(0.67)
道路交通事故による死亡	SDG	3.6.1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	(0.3)
近代的手法の家族計画	SDG	3.7.1 近代的手法の家族計画の要望、出産可能年齢にある女性の%	100
青年期のお産	SDG	3.7.2 青年期の出生率、女性1,000人当たりの出生 (15~19歳)	(0.37)
必要不可欠な保健サービスの カバー率	SDG	3.8.1 ユニバーサルヘルスカバレッジ、指数	100
健康関連の家計支出	SDG	3.8.2 家計の支出に占める健康関連支出が大きい人口、人口の% ・10%以上 ・25%以上	(0.82) (0.78)
意図的ではない汚染	SDG	3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率、人口100,000人当たり [男女別]	(0.25)
喫煙	SDG	3.a.1 現在の喫煙率、15歳以上の人口における% [男女別]	(0.58)

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口	SDG	3.b.1 ワクチン接種が可能な対象人口、人口の%、ジフテリア-破傷風-百日咳 (DPT3) に対する3回接種;肺炎球菌結合型3回目のワクチン接種 (PCV3);麻疹 (MCV2)	100
薬学研究や基礎的保健部門へのODA (LDCs)**	SDG	3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門へのODA (LDCs)、全体総支出、受領別、2019年100万米ドル	(2)
医療従事者の密度	SDG	3.c.1 医療従事者の密度、人口10,000人当たり ・ 歯科医院 ・ 看護及び助産人員 ・ 調剤人員 ・ 医師	(3.1) (2.4) (4.5) (5.4)
保健キャパシティと健康危機への備え	SDG	3.d.1 国際保健規則 (IHR) 13コンポーネントの平均、指数 3.d.2 選択抗菌薬耐性菌による血流感染の割合 ・ メチシリン耐性を示す黄色ブドウ球菌 ・ 第3世代セファロスポリンに耐性のある大腸菌	100 20 30
目標 4			
最低限の習熟度 (読解力・算数)	SDG	4.1.1 中学校での読解力・数学における最低限の習熟度、% [男女別]	90
修了率**	SDG	4.1.2 初等教育、中学校、高等教育の修了率、% [男女別、都市化、所得/富の五分位数]	100
就学前の体系的な学習	SDG	4.2.2 体系的な学習 (初等教育入学の1年前) への参加率 (調整済)、% [男女別]	100
学校教育・学校教育以外の教育	SDG	4.3.1 職業中等教育校に在籍する15~24歳の割合、% [男女別]	(2.4)
ICTスキル	SDG	4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合 (スキルのタイプ別) ・ 基本的な演算式ができる ・ 文字や図表のコピー・貼り付けができる ・ 写真や文書を添付して電子メールを送ることができる ・ プレゼンテーションソフトを使用して資料を作成することができる ・ パソコンに機器を接続することができる ・ コンピュータプログラムを作成できる ・ ソフトウェアのダウンロードやインストールをすることができる ・ パソコンと他の機器との間でデータのやり取りをすることができる ・ ファイルやフォルダーのコピーや移動ができる	45 71 65 40 51 8 50 50 65
教育指標のための不平等指数	SDG	4.5.1 ジェンダーパリティ指数、女性/男性比率 ・ 体系的な学習 (初等教育入学の1年前) への参加率 ・ 就学前、初等教育、中学校、高等学校における訓練を受けた教員 ・ 初等教育、中学校、高等学校の修了率 [男女別、都市化、富の五分位数] ・ 成人の識字率	1
読み書き能力と基本的計算能力	UNESCO	4.6.P1 成人識字率、15歳以上の人口の% [男女別]	100
基本サービスが利用可能な学校の割合	SDG	4.a.1 初等教育、中学校、高等教育レベルにおいて、電気、教育を目的としたコンピュータ、基本的な飲料水、教育を目的としたインターネット、男女別の基本的なトイレへのアクセスのある学校、%	100
奨学金のためのODA (LDCs)**	SDG	4.b.1 奨学金のためのODAフローの量 (LDCs)、2019年100万米ドル	(2)
組織的な教員研修	SDG	4.c.1 就学前、初等教育、中学校、高等教育における訓練を受けた教員、% [男女別]	100

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 5			
労働力の男女比	ILO	5.1.P1 労働への従事 (25歳以上)、女性/男性比率	1
平均就学年数の男女比	SDG ^s	5.1.P2 平均就学年数 (25歳以上)、女性/男性比率	1
若年労働力の男女比	SDG ^s	5.1.P3 NEET、女性/男性比率	1
国会及び地方議会において 女性が占める議席	SDG	5.5.1 国会において女性が占める議席、議席の%	50
管理職に占める女性の割合	SDG	5.5.2 管理職の雇用に占める女性の割合、%	50
目標 6			
安全に管理された 飲料水サービス	SDG	6.1.1 安全に管理された飲料水を使用している人口、人口の% [都市化]	100
野外での排泄習慣/ 手洗い場	SDG	6.2.1a 野外での排泄習慣のある人口、人口の% [都市化]	0
		6.2.1b 基本的な手洗い場と安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口、人口の% [都市化]	100
水利用効率	SDG	6.4.1 水利用効率、米ドル/1立方メートル	(2.9)
水ストレス	SDG	6.4.2 総淡水採取量、年ごとの総再生可能水の%	25
統合水資源管理	SDG	6.5.1 統合水資源管理実行の度合い、%	100
恒常的な水域の変動	SDG	6.6.1 水域の変化、% ・湖・河川の恒常的な水域の変化 ・マングローブの面積の変化	1 0
上下水道関係のODA (LDCs)**	SDG	6.a.1 上下水道関連のODA (LDCs)、2019年100万米ドル	(2)
上下水道管理への参加の ための政策・手続	SDG	6.b.1 サービス利用者/コミュニティが農村の飲料水供給の 計画プログラム、水資源計画・管理に参加するための法律手続 または政策がある国： 10=明確に定義されている；5=明確に定義されていない；0=該当なし	10
		農村の飲料水供給の計画プログラム、水資源計画・管理に 参加している利用者/コミュニティがある国： 3=高；2=中程度；1=低；0=該当なし	3
目標 7			
電気へのアクセス	SDG	7.1.1 電気へのアクセス、人口の% [都市化]	100
クリーンエネルギーへの 依存	SDG	7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口、 人口の%	100
再生可能エネルギー比率	SDG	7.2.1 再生可能エネルギー比率、総最終エネルギー消費量の%	(2.8)
エネルギー強度	SDG	7.3.1 エネルギー強度、2017PPPのGDP単位当たりメガジュール	2
クリーン/再生可能エネ ルギーへの国際支援 (LDCs)**	SDG	7.a.1 クリーン/再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs)、 2018年100万米ドル	(2)
再生可能電気容量	SDG	7.b.1 再生可能電気容量、1人当たりキロワット	(5.2)

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 8			
一人当たりの実質GDP 成長率	SDG	8.1.1 一人当たりの実質GDP成長率 (2015年米ドル、年間平均)、 一人当たりの年間変化率 (%) ・ LDCs ・ すべての国	7 0
就業者一人当たりの実質 GDP成長率	SDG	8.2.1 就業者一人当たりの実質GDP成長率 (LDCs)、年間変化率 (%) ・ LDCs ・ すべての国	5.3 0
インフォーマル雇用	SDG	8.3.1 非農林業雇用及び総雇用におけるインフォーマル雇用の割合と 性別	44.3
マテリアルフットプリント	SDG- UNEP	8.4.1 マテリアルフットプリント ・ 1米ドル (2010) GDP当たりkg ・ 一人当たりトン	(0.64) (0.82)
天然資源等消費量	SDG	8.4.2 天然資源等消費量 ・ 強度、1米ドル (2010) GDP当たりkg ・ 一人当たりトン	(0.42) (0.81)
失業率	SDG	8.5.2 失業率、労働力の%[男女別、年齢別]	(0.26)
就労、就学及び職業訓練を 行っていない若者	SDG	8.6.1 就労、就学及び職業訓練を行っていない (NEET)、 15~24歳人口の%[男女別]	(0.65)
労働災害	SDG	8.8.1 致命的・非致命的な労働災害の発生率、100,000人の労働者に おける1年当たりの件数	0
労働権利における コンプライアンス	SDG	8.8.2 労働権利における国内コンプライアンスのレベル、 スコア0 (良い)~10 (悪い)	0
商業銀行の支店及び ATM数	SDG	8.10.1 銀行、保険及び金融サービスへのアクセス、成人100,000人 当たり ・ 現金自動預払機 (ATM) の数 ・ 商業銀行の支店数	200 42
銀行口座を持つ成人	SDG	8.10.2 銀行口座を持つ成人 (15歳以上)、人口の%[男女別]	100
貿易のための援助 (LDCs)**	SDG	8.a.1 貿易のための公的援助フローの合計、受領別 (LDCs)、2019年 100万米ドル	(2)
若年雇用のための国家戦略	SDG	8.b.1 若年雇用のための国家戦略、スコア1~3	3
目標 9			
旅客と貨物量	SDG- World Bank	9.1.2 旅客と貨物量 ・ 航空旅客貨物、100万キロトン ・ コンテナ港、海運、100万TEU	(1.5) (2.2)
製造業付加価値	SDG	9.2.1 活動ごとのGDP: 製造業、 ・ GDPの% ・ 1人当たり2015年米ドル	(2) (2)
製造業就業者	SDG	9.2.2 製造業就業者、全労働者の%	(2)
ローンまたは 与信枠が設定された 小規模製造業**	SDG	9.3.2 ローンまたは与信枠が設定された小規模製造業の割合、%	38.3
製造付加価値の単位当たりの CO ₂ 排出量	SDG	9.4.1 製造付加価値の単位当たりのCO ₂ 排出量、 1米ドル (2015) GDP当たりkg	(0.57)
研究開発への支出	SDG	9.5.1 GDPに占める研究開発への支出、GDPの%	(2.6)

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
研究者数	SDG	9.5.2 研究者（フルタイム相当）、100万人当たり	3,000
インフラへの公的支援の総額 (LDCs)**	SDG	9.a.1 インフラへの公的支援の総額、受領別（LDCs）、2019年100万 米ドル	(2)
中位・先端テクノロジー 産業の付加価値	SDG	9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値、全付加価値の%	(1.7)
モバイルネットワークに アクセス可能な人口	SDG	9.c.1 少なくとも2G、3G及び4Gのモバイルネットワークにアクセス 可能な人口、人口の%	100
目標 10			
中位所得の半分未満で 生活する人口	SDG	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口、人口の%	(0.4)
GDP労働分配率	SDG- ILO	10.4.1 GDP労働分配率、GDPの%	(1.2)
ジニ係数	SDG- World Bank	10.4.2 所得平等係数、ジニ係数	29.5
移住の際の死亡・行方不明数	SDG	10.7.3 移住の際の死亡・行方不明数、人数	0
難民（出身国別）	SDG	10.7.4 難民人口、出身国別、人口10万人当たり	0
輸入品に適用されるゼロ関税 の関税分類品目（LDCs）**	SDG	10.a.1 輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目、全品目 (LDCs)、%	(1.2)
開発のためのリソースフロー の総額（LDCs、DAC）** SDG、国連貿易開発会議	SDG, United Nations Conference on Trade and Development	10.b.1 開発のための援助総額、受領別（LDCs）、ドナー別（DAC）、 100万米ドル ・海外直接投資の流入（LDCs）、GDPの%	(2) (1.5)
送金コスト**	SDG	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト、%	3
目標 11			
都市スラムの人口**	SDG	11.1.1 都市スラムの人口、都市人口の%	(0.5)
道路交通事故による死亡	SDG ^s	11.2.P1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	(0.41)
災害による死者／ 行方不明者／負傷者	SDG	11.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	0
災害による経済損失、 インフラ及びサービス被害	SDG	11.5.2 災害に起因する直接的経済損失、100万米ドル、及び重要な インフラへの被害と基本サービスの途絶、件数	0
PM2.5濃度（微粒子物質）	World Bank	11.6.2 PM2.5の年平均濃度（都市）、1立方メートル当たりマイクロ グラム	(0.73)
国家DRR戦略を採択・ 実行している状況	SDG	11.b.1 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している 状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行し ている地方政府の割合	SDG	11.b.2 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している 地方政府の割合、%	100

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 12			
マテリアルフットプリント	SDG- UNEP	12.2.1 マテリアルフットプリント ・1米ドル(2010)GDP当たりkg ・一人当たりトン	(0.64) (0.82)
天然資源等消費量	SDG	12.2.2 天然資源等消費量 ・強度、1米ドル(2010)GDP当たりkg ・一人当たりトン	(0.42) (0.81)
有害廃棄物に関する協定の コンプライアンス	SDG	12.4.1 有害廃棄物に関する協定のコンプライアンス、バーゼル/ モントリオール/ストックホルム/ロッテルダム条約の平均、%	100
有害廃棄物の発生量	SDG	12.4.2 有害廃棄物の発生量、一人当たりkg、1米ドル(2015) GDP当たりkg、1,000トン	(0.5)
各国の再生利用率	SDG	12.5.1 電子廃棄物再生利用、一人当たりkg	(5)
持続可能性に関する報告書を 発行する企業	SDG	12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数	(12)
再生可能エネルギー容量	SDG- IRENA	12.a.1 再生可能電気容量、一人当たりキロワット	(5.2)
観光の影響をモニターする 標準的な計算ツール	SDG	12.b.1 観光の経済及び環境的側面を測定するための標準的な計算 ツールの導入、数 ・ツーリズムサテライトアカウント表 ・SEEA表	7 4
化石燃料補助金	SDG	12.c.1 税引き前化石燃料補助金(消費と生産)、GDPの%	0
目標 13			
災害による死者/ 行方不明者/負傷者	SDG	13.1.1 災害による死者数/行方不明者数/直接的負傷者数	0
国家DRR戦略を採択・実行し ている状況	SDG	13.1.2 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している 状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行し ている地方政府の割合	SDG	13.1.3 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している地方 政府の割合、%	100
温室効果ガス排出量	SDG- UNFCCC	13.2.2 土地利用、土地利用変化、森林を除く温室効果ガス排出量、 CO ₂ 換算100万トン	(1)
目標 14			
クロロフィル-a偏差	SDG	14.1.1 平方km当たりのプラスチックごみ、数 クロロフィル-a偏差、リモートセンシング、%	0 0
海域に関する保護領域	SDG	14.5.1 保護領域でカバーされた主要な海洋生態系領域の割合、%	(2.5)
違法・無報告・無制限漁業	SDG	14.6.1 違法・無報告・無規制漁業と対峙することを目的としている 国際的な手段の実施状況(1=最低から5=最高)	5
持続可能な漁業	SDG	14.7.1 GDPに占める持続可能な漁業の割合、GDPの%	(1.3)
小規模漁業のための アクセス権	SDG	14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/ 規制/政策/制度枠組みの導入状況(1=最低から5=最高)	5

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 15			
森林	SDG	15.1.1 森林、土地面積の%	(1.2)
陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所	SDG	15.1.2 保護区でカバーされている重要な場所、% ・淡水性生物多様性対象 ・陸生生物多様性対象	(2.5) (2.8)
持続可能な森林管理	SDG	15.2.1 持続可能な森林管理に向けた進捗 ・森林地域純変化率、% ・長期管理計画のある森林地域、% ・法的に確立された保護区のある森林地域、% ・独立して確認された森林管理認証制度に基づく森林 ・森林の地上バイオマス、1ヘクタール当たりトン	0.68 (1.3) (1.4) 7.8 (1.1)
山地生物多様性に重要な場所	SDG	15.4.1 山地生物多様性に重要な場所、%	(2.5)
山地グリーンカバー指数	SDG	15.4.2 山地グリーンカバー指数	100
レッドリスト指数	SDG	15.5.1 レッドリスト指数総計、指数	1
遺伝資源からの利益の公正かつ衡平な配分を確保する枠組み ^{††}	SDG	15.6.1 遺伝資源からの利益の公正かつ衡平な配分を確保する枠組み、はい(1)/いいえ(0)、国・領土の数 ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(PGRFA)、締約国 ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約のコンプライアンスに関するオンライン報告システムを通じて報告された立法上・行政上・政策上枠組み ・侵略的外来種の侵入防止と管理に関する法律・規制・法令	58
侵略的外来種の防除や制御	SDG	15.8.1 侵略的外来種の侵入防止と管理に関する法律・規制・法令、有(1)/無(0)、国・領土の数	58
		生物多様性戦略計画において定められた愛知目標ターゲット9と整合する生物多様性国家戦略のターゲット、有(1)/無(0)、国・領土の数	58
生物多様性に係わるODA (LDCs, DAC)**	SDG	15.a.1 生物多様性に係わるODAの合計、受領別(LDCs)、ドナー別(DAC)、2019年100万米ドル	(2)
生物多様性に係わるODA (LDCs, DAC)**	SDG	15.b.1 生物多様性に係わるODAの合計、受領別(LDCs)、ドナー別(DAC)、2019年100万米ドル	(2)
目標 16			
意図的な殺人	SDG	16.1.1 意図的な殺人の犠牲者、数[男女別]	(0.6)
人身取引の犠牲者	SDG	16.2.2 人身取引の犠牲者、数	0
判決を受けていない勾留者	SDG	16.3.2 判決を受けていない勾留者(公判前)、数	0
賄賂**	SDG	16.5.2 賄賂発生(賄賂を要求された企業)、%	(0.14)
政府支出	SDG	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出、%	100 ±15
議会における女性と若者	SDG	16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関((a) 議会、(b) 公共サービス及び(c) 司法を含む。)における性別、年齢別、障がい者別、人口グループ別の役職の割合	1
国内人権機関 ^{††}	SDG	16.a.1 国内人権機関のパリ原則への準拠を示すスコア(0: 準拠; 1: 完全に準拠せず; 2: 準拠せず; 3: 認定へのアプリケーションなし)	0
国内避難民**	UNHCR	16.b.P1 国内避難民、1,000人	0

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート) †
目標 17			
税収入	SDG	17.1.1 政府収入 (中央政府)、GDPの%	(1.5)
国内予算に占める税収	SDG	17.1.2 国内予算に占める税収、GDPの%	(1.2)
OECD-DACからのODA ††**	SDG	17.2.1 OECD-DACからのODA、GNIの% ・ LDCs ・ すべての国々	0.2 0.7
海外直接投資の流入 (LDCs)**	UNCTAD	17.3.1 海外直接投資の流入 (LDCs)、GDPの%	(1.5)
個人送金額 (LDCs)**	SDG	17.3.2 個人送金受領額 (LDCs)、GDPの%	(1.3)
債務	SDG	17.4.1 債務、財やサービス、第一次所得の輸出に占める負債の%	0.8
固定インターネット ブロードバンド契約数	SDG	17.6.1 固定インターネットブロードバンド契約数、人口100人当たり	32
インターネットユーザー	SDG	17.8.1 インターネットユーザー、人口の%	100
技術協力へのODA	SDG	17.9.1 技術協力へのODA (総支出)、2019年100万米ドル	(2)
世界中で加重された 関税率の平均	SDG	17.10.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する 関税率、全品目、%	0
商業サービスの輸出 (LDCs)**	SDG- WTO	17.11.1 商業サービス及び商品の輸出 (LDCs)、世界のサービス輸出 の%	(2)
先進国による関税の平均 (LDCs)**	SDG	17.12.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する 先進国による平均関税率、全品目、%	0
開発協力ごとのその国の持つ 結果枠組み及び計画ツールの 利用	SDG	17.15.1 開発協力ごとのその国の持つ結果枠組み及び計画ツールの 利用、%	100
官民・市民社会パートナ シップへのコミットメント	SDG	17.17.1 インフラのための官民パートナーシップへのコミットメント、 2019年100万米ドル	(2)
国家統計法	SDG	17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法、有 (1) / 無 (0)、 国・領土の数	58
資金提供とともに実施されて いる国家統計計画	SDG	17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画、 有 (1) / 無 (0)、国・領土の数	58
途上国における統計能力強化 のために利用可能な財政資源		17.19.1 途上国における統計能力の強化のために利用可能となった 資源のドル額、100万米ドル	(2)
出生届と死亡届	SDG	17.19.2 出生届が少なくとも90%登録 / 死亡届が少なくとも75% 登録、国・領土の数	58

† カッコ内のレートは、ターゲット値の算出にあたり2015年の指標レベルの乗数として使用。

§ 指標はグローバルSDGデータベースを出典としているが、補足として異なるSDGターゲット下でも使用されている。

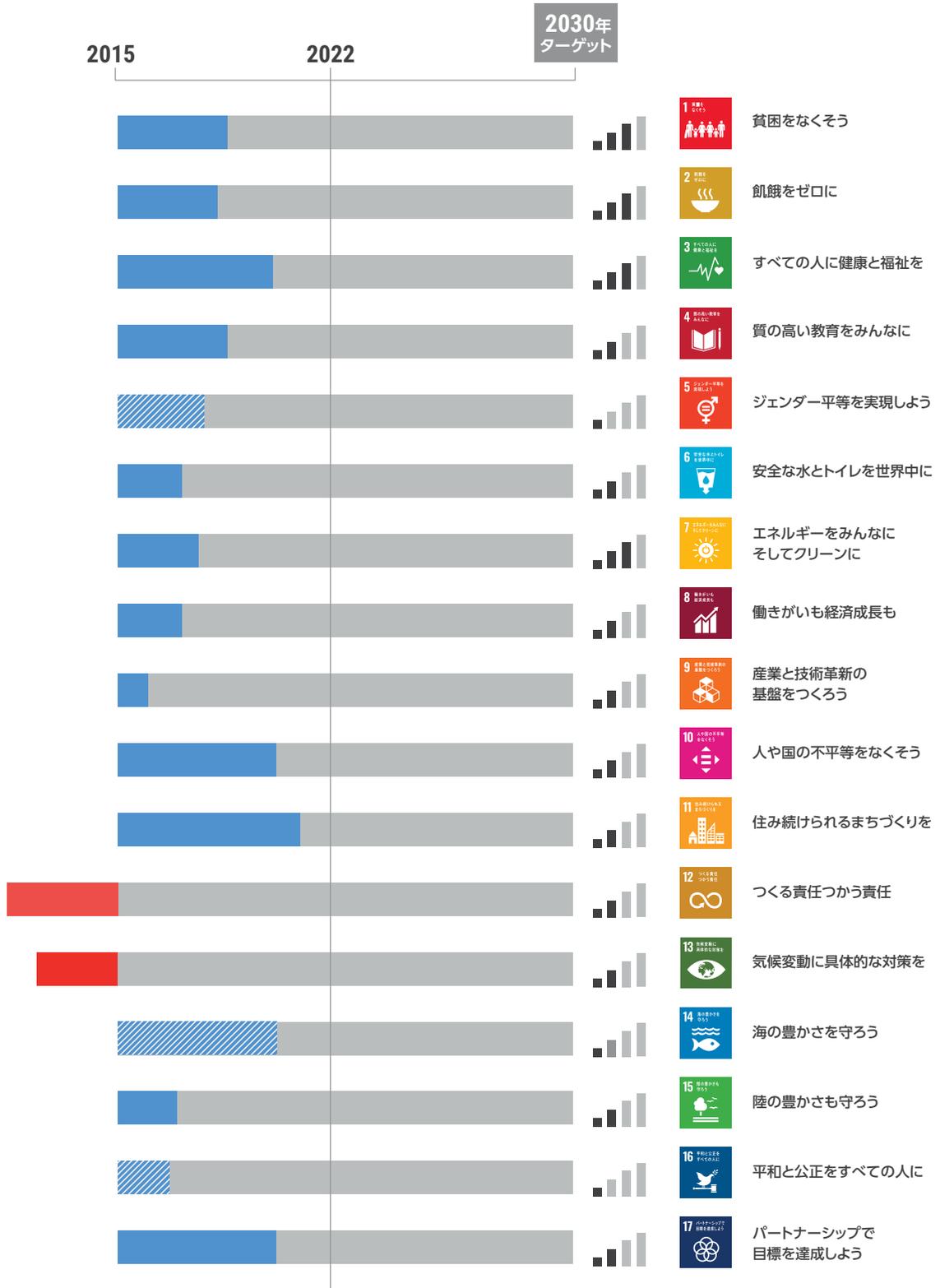
** データ不足のため、準地域の進捗評価に使用されていない指標。

†† データ不足のため、予測進捗指数 (ダッシュボード) に使用されていない指標。

Annex 3: 準地域のグラフ

北東アジア

2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:北東アジア



2015年以降の進捗

後退

指標不足

証拠の強さ

SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード 北東アジア

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.2 各国の貧困
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.5 物質乱用
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

4 質の高い教育をみんなに

- 4.a 教育施設
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.4 資源効率
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.1 インフラ開発
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.2 公共交通システム
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.8 外来種
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

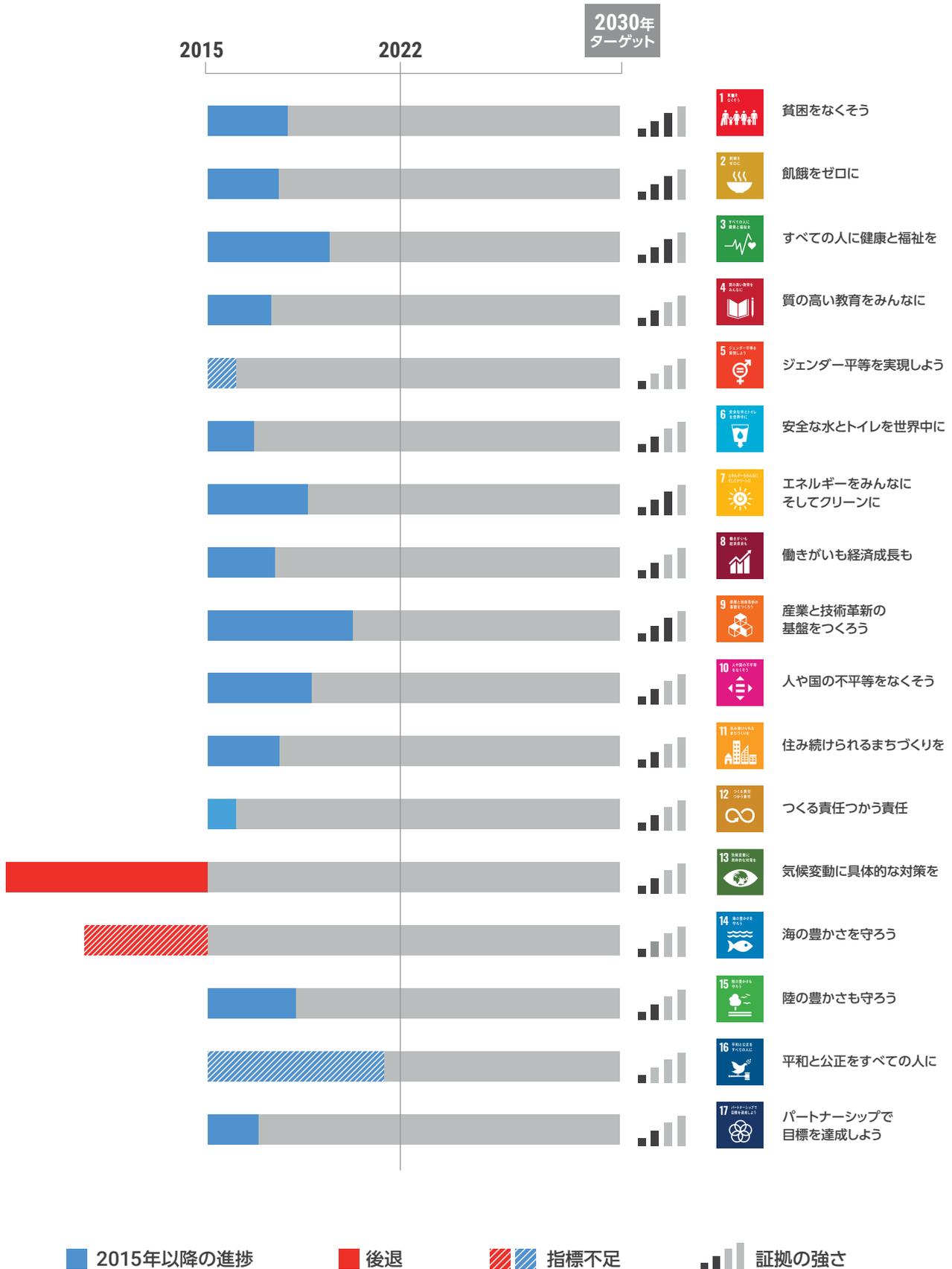
17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.1 課税及び徴税
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

中央アジア

2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:中央アジア



SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード 中央アジア

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.3 汚染による健康への影響
- 3.4 感染症
- 3.5 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 物質乱用
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

4 質の高い教育をみんなに

- 4.1 効果的な学習成果
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 教育施設
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.8 奨学金
- 4.9 質の高い教員
- 4.10 雇用に必要な技能

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.a 水と衛生管理への参加
- 6.b 水と衛生分野での国際協力

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.3 エネルギー効率
- 7.4 再生可能エネルギーへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力
- 7.b エネルギーインフラへの投資

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の実績
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.b 若年雇用のための戦略

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.6 国内の技術開発
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ
- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

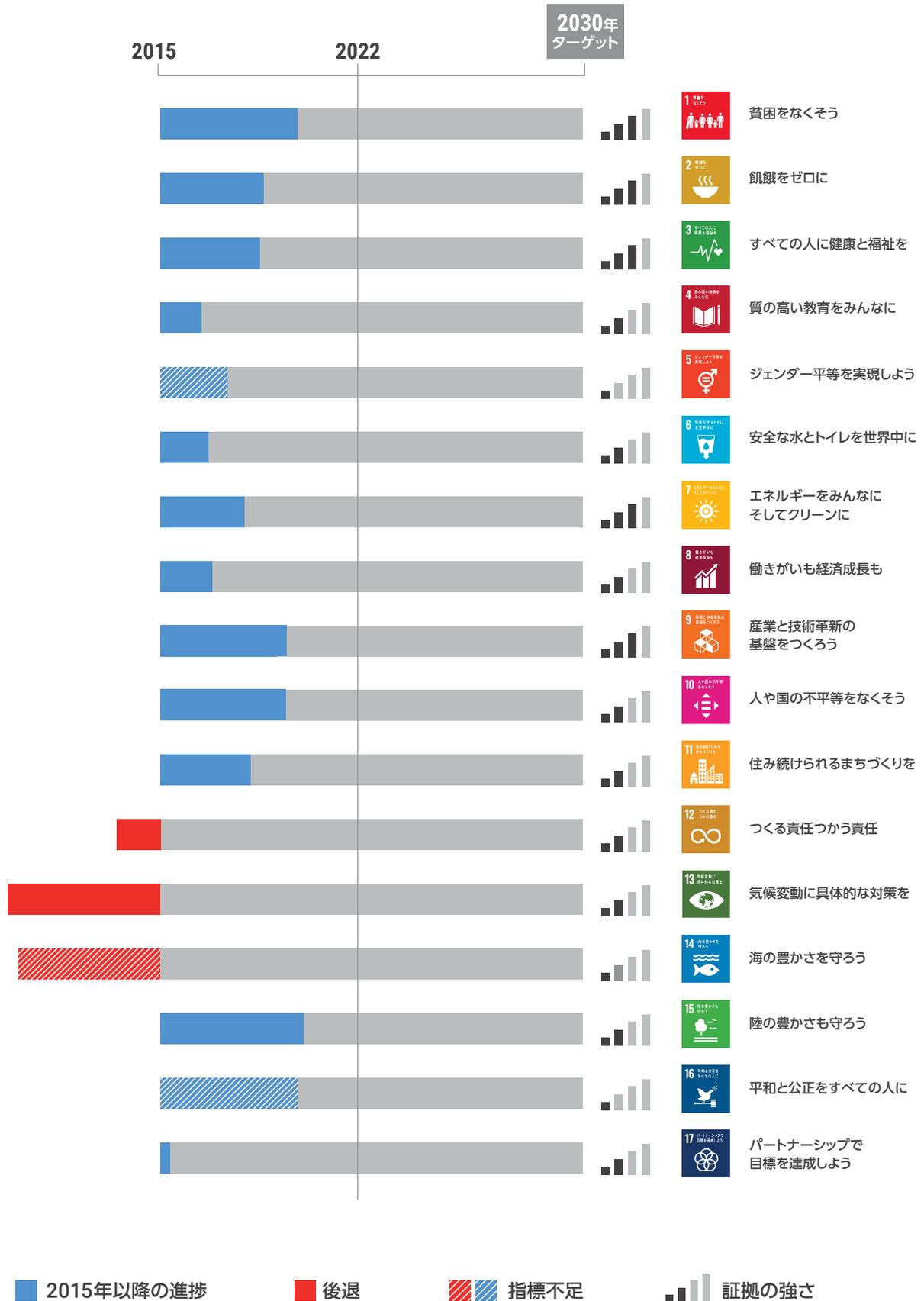
17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.1 課税及び徴税
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.7 技術の移転
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.19 統計に関する能力構築

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

東南アジア

2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:東南アジア



SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード 東南アジア

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.a 農業への投資
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.5 物質乱用

4 質の高い教育をみんなに

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.a 教育施設
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.b 奨学金

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.a 水と衛生分野での国際協力

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.b 若年雇用のための戦略
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.8 外来種
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.6 有効な公共機関
- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

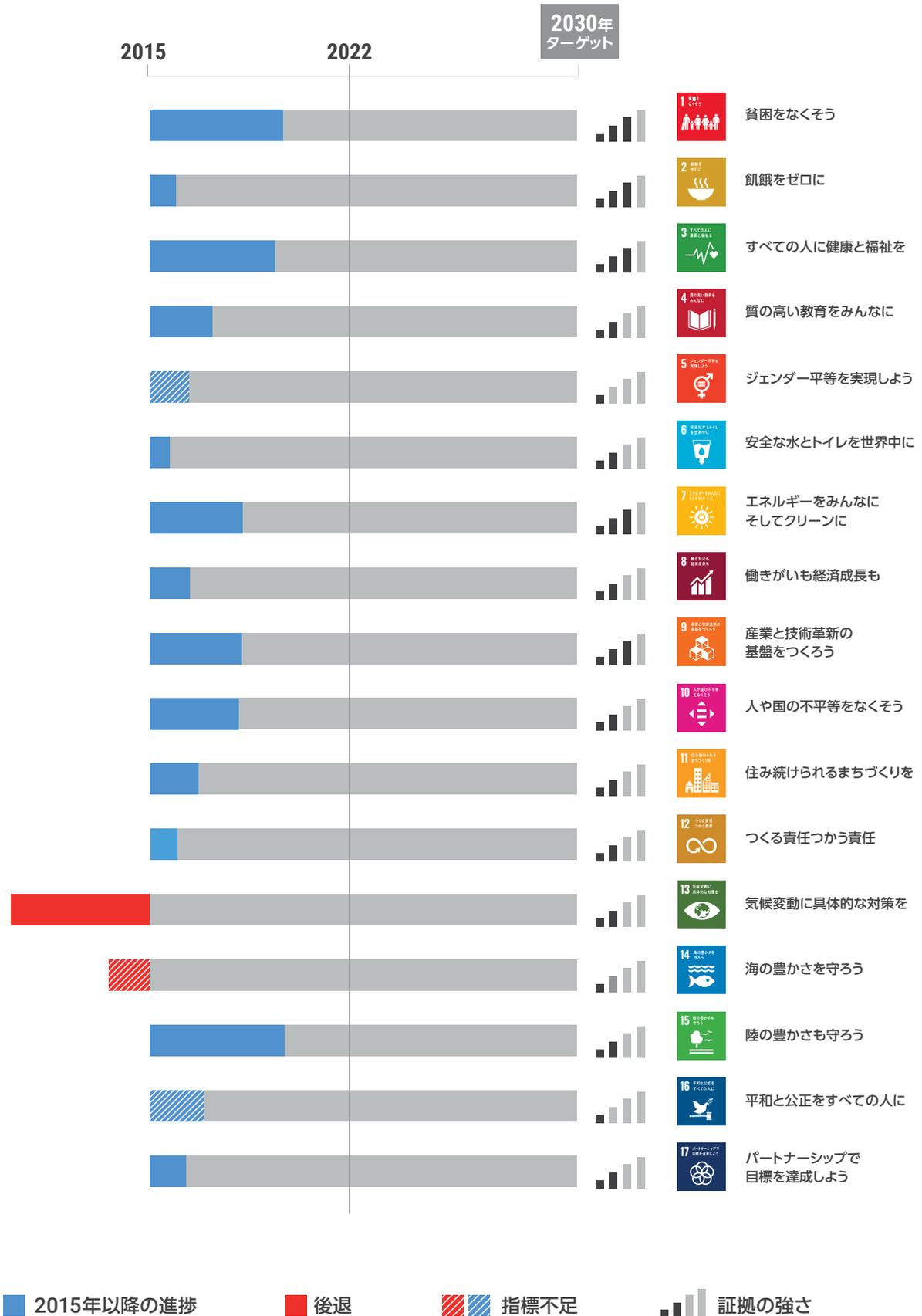
17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.1 課税及び徴税
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

南西アジア

2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:南西アジア



SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード 南西アジア

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.5 物質乱用
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

4 質の高い教育をみんなに

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.a 教育施設
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.b 奨学金

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.3 水質
- 6.a 水と衛生分野での国際協力

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.b 若年雇用のための戦略
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.5 研究開発
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.8 外来種
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.6 有効な公共機関
- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

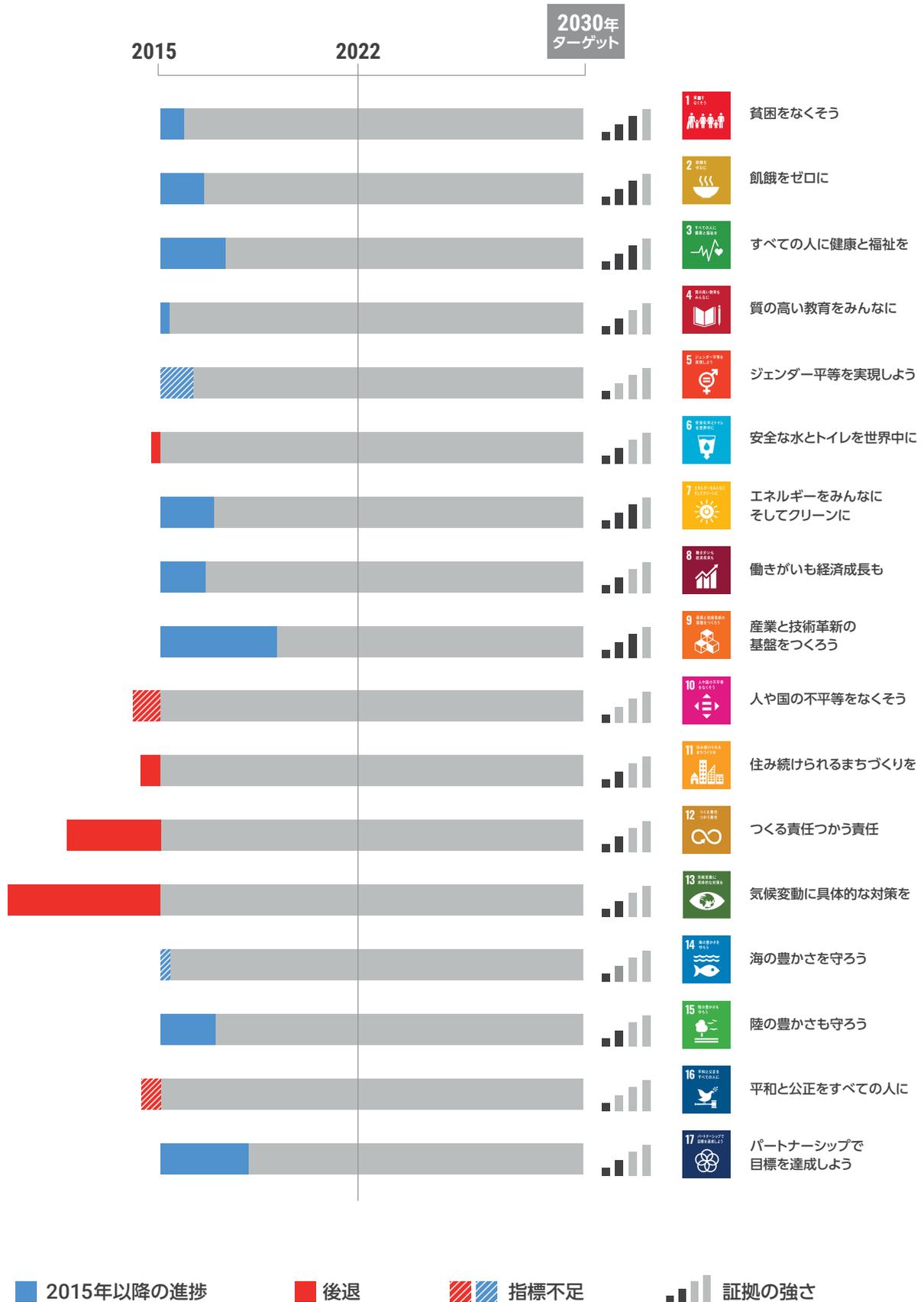
17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

太平洋

2022年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:太平洋



SDGターゲットの進捗予想ダッシュボード 太平洋

1 貧困をなくそう

- 1.1 国際的な貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.2 各国の貧困
- 1.b 貧困撲滅政策

2 飢餓をゼロに

- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.a 農業への投資
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

3 すべての人に健康と福祉を

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症

4 質の高い教育をみんなに

- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.a 教育施設
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.c 質の高い教員
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.b 奨学金

5 ジェンダー平等を実現しよう

- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

6 安全な水とトイレを世界中に

- 6.1 安全な飲料水
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

8 働きがいも経済成長も

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.4 資源効率
- 8.6 ニートの若者
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ
- 9.b 国内の技術開発

10 人や国の不平等をなくそう

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

11 住み続けられるまちづくりを

- 11.2 公共輸送システム
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.5 災害による人的・経済的損失
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

12 つくる責任つかう責任

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

13 気候変動に具体的な対策を

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

14 海の豊かさを守ろう

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

15 陸の豊かさを守ろう

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.8 外来種
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

16 平和と公正をすべての人に

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.6 有効な公共機関
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.18 各国統計データの入手可能性
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- 測定不可能

Annex 4: アジア太平洋地域の国及び国区分

以下の表は、本分析で使用されたESCAP加盟国と準加盟メンバーの地域別・準地域別等の区分を示している⁶。

地域：アジア太平洋

アフガニスタン、米領サモア、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、クック諸島、北朝鮮、フィジー、仏領ポリネシア、ジョージア、グアム、香港（中国）、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、キリバス、キルギス、ラオス、マカオ（中国）、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

準地域：北東アジア

中国、北朝鮮、香港（中国）、日本、マカオ（中国）、モンゴル、韓国

準地域：中央アジア

アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

準地域：太平洋

米領サモア、オーストラリア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア、グアム、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ

準地域：東南アジア

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム

準地域：南西アジア

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、トルコ

6 区分については：<https://data.unescap.org/stories/escap-database>を参照

その他のアジア太平洋区分

後発開発途上国 (LDCs): アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、キリバス、ラオス、ミャンマー、ネパール、ソロモン諸島、東ティモール、ツバル

内陸開発途上国 (LLDCs): アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、ブータン、カザフスタン、キルギス、ラオス、モンゴル、ネパール、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

小島嶼開発途上国 (SIDS): 米領サモア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア、グアム、キリバス、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌアツ

所得による区分

世界銀行は、世界銀行アトラス方式で算出した2022年の一人当たり国民総所得 (GNI) に応じて国を区分している。低所得 (1,085ドル以下)、下位中所得 (1,086~4,255ドル)、上位中所得 (4,256~13,205ドル)、高所得 (13,206ドル以上) の分類は以下の通り:

低所得経済: アフガニスタン、北朝鮮

下位中所得経済: バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、イラン、キリバス、キルギス、ラオス、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン、東ティモール、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

上位中所得経済: 米領サモア、アルメニア、アゼルバイジャン、中国、フィジー、ジョージア、カザフスタン、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、パラオ、ロシア、タイ、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル

高所得経済: オーストラリア、ブルネイ、仏領ポリネシア、グアム、香港 (中国)、日本、マカオ (中国)、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、韓国、シンガポール

国連の出版物は世界中の書店ならびに代理店から入手可能です。

近隣の書店・代理店に連絡頂くか、もしくは下記のいずれかにコンタクト下さい。

**Customers in THE AMERICAS, ASIA,
AND THE PACIFIC**

Email: order@un.org.
Web: <https://shop.un.org>
Tel: +1 703 661 1571
Fax: + 1 703 996 1010

Mail Orders to:

United Nations Publications
PO Box 960
Herndon, Virginia 20172

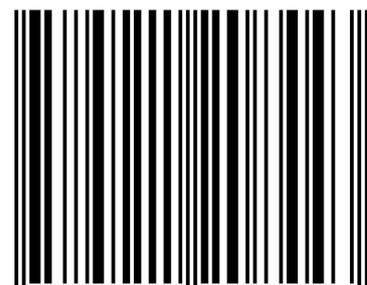
**Customers in EUROPE, AFRICA,
WESTERN ASIA/MIDDLE EAST, CHINA
and the territories of HONG KONG and
TAIWAN**

United Nations Publications
Eurospan
Gray's Inn House.
127 Clerkenwell Road
London EC1R 5DB
United Kingdom
Tel: +44 (0) 1235 465576/77
Fax: +44 (0) 1767601640
Emails to:
trade.orders@marston.co.uk
direct.orders@marston.co.uk
Web address: <https://shop.un.org>

United Nations Publication
Sales no: E.22.II.F.12
Copyright ©2023 United Nations
All rights reserved
Print ISBN: 9789211208443
PDF ISBN: 9789210019477
Print ISSN: 2618-1053
Online ISSN: 2618-1061
Bar code: ean-13_9789211208443
ST/ESCAP/3078

United Nations Economic and Social
Commission for Asia and the Pacific
(ESCAP)
Statistics Division
United Nations Building
Rajadamnern Nok Avenue
Bangkok 10200, Thailand
Email: stat.unescap@un.org
Website: www.unescap.org

本報告書は、アジア太平洋地域における持続可能な開発目標（SDGs）に向けた進捗状況とデータの活用可能性について分析している。持続可能な開発へのコミットメントを示す国々に焦点を当て、質の高いデータ収集及び共通の目標に向けた連携の必要性を強調している。アジア太平洋地域において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の優先順位付け、計画、実施及びフォローアップに関わるすべてのステークホルダーにとって有益な一冊である。



9 789211 208443